

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（443）
2. 日時：令和5年1月31日 13時30分～15時30分
17時20分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、
長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他10名

原子力事業統括部 担当部長（原子力技術アドバイザー）※、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第三十一条 技能 1.17 / 第六十条
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第31条 監視設備（DB31 r. 6. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第31条 監視設備（DB31-9 r. 6. 0）
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第31条 監視設備）
- （5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第31条 監視設備
- （6）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関

- する手順等（SAT117 r. 6. 0）
- (7) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117-9 r. 6. 0）
 - (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等）
 - (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等
 - (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 17 監視測定設備【60条】（SA60 r. 6. 0）
 - (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r. 6. 0）
 - (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r. 6. 0）
 - (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1. 0）
 - (14) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第60条 監視測定設備）
 - (15) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第60条 監視測定設備
 - (16) 泊発電所3号炉 防潮堤変更に伴うモニタリングポストへの影響について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:08	31条、技術的能力1.1760条のヒアリングを始めたいと思います。それではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:19	はい、北海道電力芝田です。本日31条技能1.1760条について、
0:00:27	修正リストを及び旧A、
0:00:30	ご用意してますまたパワーポイントにもついてもようご用意してますんで、
0:00:34	特に膨張底の方についてご説明させていただきたいと思います
0:00:40	条文の適合性について資料についてはまとめ資料の抜粋となっておりますので特段の説明は不要かと考えてございますが、確認する事項ございましたらご指摘いただければと思います。
0:00:50	それでは修正リストについては読んでいただければわかるように記載したつもりですんで、31条の9から効率的に説明させていただきたいと思います。
0:01:00	それでは葉山さんお願いします。
0:01:04	はい。北海道電力山田です。それでは資料の方、資料5の配本3、泊発電所3号炉、ヒアリングコメント回答リスト、第31条監視設備の方から、
0:01:17	ご説明させていただきたいと思います。
0:01:20	まず、コメントナンバーの一番2番なんですけども、モニタリングポストの指示の記録について記録場所等ではなく列記する等の記載の適正化を、を検討することということで、
0:01:31	こちらの方回答ですけども、ご指摘の通り藤の方の削除は藤のほうの記載を削除させていただきまして、中央制御室及び現場という表記で修正させていただいております。
0:01:45	続いてナンバー3、引用の使い方について検討し、社内統一を図ること、必要のないところまで引用する事の要否について、こちらの方ですね、31条の共用部分の記載についてコメントをいただいております。
0:01:59	必要な部分の記載をですね、まとめ資料以外のところから記載してしまったため混乱をさせていただいて、混乱することになっておりましたので、該当する引用部分の記載について、削除しております。
0:02:13	続いてコメント内容のナンバー4番、バックアップ時間の差異についてそういう理由を整理して説明すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	あと非常用電源の仕様の説明を追加することなどをまとめ資料全体を整理した上で説明すること。
0:02:29	こちらはですねモニタリングポストの電源の無停電電源装置のバックアップ時間ですね、こちらが女川8時間で止まりが7分になっている。
0:02:42	部分についてのご指摘になっております。こちらの方ですけども、無停電電源装置のバックアップ時間について、泊は女川より比較して短い時間となっていると。
0:02:53	これは非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されの間、無停電電源装置を運営してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としていると。
0:03:09	非常用交流電源設備から電源供給負荷時は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給可能であると。
0:03:19	この文言を比較表の、そういう理由のほうに記載しております。
0:03:25	また、
0:03:28	モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置と非常用発電機の液晶の方、こちらを追加したのと、
0:03:37	モニタリングポストモニタリングステーションの電源概略図の追加をあわせて行っております。
0:03:44	はい。続いて3分の2ページの方に移りましてコメント内容のナンバー5。
0:03:51	考えたモニタリングポストの台数に関わる、そういう理由について適正な内容に修正することということで、こちらの方は語義のため、記載の通り、修正を行っております。
0:04:02	続いてナンバー6、ヨードサンブラ。
0:04:06	括弧店は削除することでこちらの方もですね記載内容に不備、不足がありましたので、記載の通り、修正を行っております。
0:04:16	続いてナンバー7、少なくとも記載理由を確認するとともに必要であれば適正化することということで、
0:04:25	こちらですね該当部分の記載が8-3-1-2の設計方針の(2)、放射線監視を受けて、8-3-1-5、評価、
0:04:36	(2)、放射線監視で記載した部分となっております。
0:04:41	該当部分は設計方針にも記載している内容なのですが、評価の記載には不適切なので適正化し、記載のほうを削除しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	続いてナンバー8、及び店の使い分けを統一することということで例としてもリングポスト及びモニタリングステーションという記載があったり、
0:05:01	モニタリングポストボツ、モニタリングステーション、
0:05:05	ということで、こちらの方コメントの及び点の使い分けについてまとめ資料で全体で統一を図って修正を行っております。
0:05:15	続いてナンバー9、デンソウ概略図において泊の情報が少ないため充実化を図ることということで、女川大飯に比較して、測定表示記録警報の記載がない。
0:05:28	あとは各建屋でのアンテナが記載がないというご指摘をいただいております。
0:05:34	こちらの方につきましては、モニタリングポストモニターステーションの伝送概略図について、先行電力を参考に情報の追加修正を行っております。
0:05:43	また同様の資料で気象観測設備の伝送概略図も添付してございますのでこちらにも同様の情報の追加を行っております。
0:05:54	はい、続いて3分の3ページの方に移りまして、No.10、
0:05:59	考えた気象観測設備を押下気象観測設備の代替のほかに、緊急時対策所のプルーム通過方向把握用にも設置する運用について、
0:06:09	回答した審査会合の開示を提示することという形になってましてこちらの方は記載の通り、
0:06:17	審査会合第35回、平成25年10月22日のモニタリング設備にて実施というふうに記載しております。
0:06:25	続いてNo.11、モニタリングポストモニタリングステーション専用非常用発電機と非常発電機等様が整理されたものにより、混乱が生じた現状に見られるように、資料館での用語の統一に留意することということで、
0:06:39	こちらの方は用語が不統一になってたということで、関連する条文について修正を行っております。
0:06:49	最後ですけどナンバー12番、島根のモニタリングステーション専用発電機の位置付けを確認の上、泊の非常用発電機の基準適合上の位置付けを整理して説明することと。
0:07:02	こちらの方まず島根の方の状況を確認しまして、島野の方ですねモニタリングポスト電源の基準適合上の整理としては、非常用所内電源に接続することで担保しており、さらに電源切替時の短時間の停電に電源を供給できるように、専用の日、無停電電源装置及び

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	専用の非常用発電機を敷設して、平均してます。
0:07:27	泊も島根と同様に、基準適用上の整理としては、モニタリングポスト電源は、非常用所内電源、括弧非常用交流電源設備に接続することで、
0:07:37	規制力を満足していると考えております。
0:07:40	従って電源切替時の短時間の停電及び全交流電源喪失後、常用代替交流電源設備から給電されるまでの期間については、
0:07:51	自主対策設備である専用の無停電電源装置と、非常用発電機で担保するため、Tを方針2分で電源装置と、非常用発電機を併記することで、
0:08:02	記載内容を見直しております。
0:08:06	はい。以上が、第31条監視設備の
0:08:11	コメント回答リストのご説明になります。北海道電力柴田です。最後の12番について少し補足させていただきます。60条の比較表。
0:08:21	60ー補足182人。
0:08:27	ちょっとモニタリング。
0:08:30	ポストの資料DBとSAと添付資料
0:08:34	を混在してるような状況ですんで、
0:08:38	衛藤。
0:08:39	そちらの方につけさせていただき
0:08:44	た比較表で、60の補足の182でございます。
0:08:55	甲府島根さんに確認して、我々としてレジについても、
0:09:03	31条適合設備というふうに整理していたんですけども、することとしましたんですけども島根さんは加えて、
0:09:09	これらバッテリーレジについて33条の保安電源としているというふうなことが確認されたんですけども、我々としては、
0:09:21	重要安全施設に当たらないことから、保安電源には当たらないというふうな補足説明料。
0:09:27	説明資料を追加させていただいてます。
0:09:29	左の方に大井の資料を参考としてつけさせていただいたんですけども、これは、緊待所電源について同じように保安電源ではないというふうな論旨構成で作られたもの。
0:09:41	それで同じような論旨というふうなことで参照させていただいたというものです。
0:10:32	説明以上でございます。
0:10:36	規制庁大塚です。それでは
0:10:40	コメント、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:42	回答リストから、確認させていただきます。
0:10:45	まず、1ページのナンバー1のところ、
0:10:50	中央制御室及び現場というふうに今回直してもらったところで、
0:10:55	右から2番目の資料反映箇所について、資料5-1で、
0:11:00	4ヶ所今書いてあるんですけど、もう1ヶ所、多分直されてるところがあつて、18ページも直されてると思いますので、
0:11:08	修正をお願いします。
0:11:22	18ページのなおということでこちらのコメント回答リストの方に反映させていただきますと思います。
0:11:30	規制庁大塚です。続きまして、3ページの、
0:11:35	先ほどのですね、
0:11:37	無停電電源装置と、
0:11:41	非常用発電機の件なんですけども、
0:11:45	ちょっとよくわからなかったのが、都会回答概要の欄に、
0:11:50	島根は、
0:11:51	自主対策設備として併記しているって記載があるんですけど、
0:11:59	島根では自主対策設備という、
0:12:03	位置付け、
0:12:05	ということを確認したということによろしかったですか。
0:12:10	電力、山田です。
0:12:13	その通りで、は、福島では自主対策設備として併記されてました。
0:13:37	あ、
0:13:38	ちょっと待ってます。今ちょっと内部で打ち合わせしてますので少々お待ちください。
0:21:42	規制庁大塚です。
0:21:44	泊3号機の無停電電源。
0:21:48	装置と、あと非常用発電機の位置付けを確認したいんですけども、泊3号機では、
0:21:54	これらの設備は、適合性の説明に必要な設備なんでしょうか。
0:21:59	北海道電力芝田で進む停電電源装置と非常用発電機、いずれもオン適合に必要な設備と考えてございます。
0:22:09	規制庁大塚です。承知しました。それではコメントリストの回答概要のところですね、それが明確にわかるように修正をお願いします。
0:22:19	北海道柴田です。了解いたしました。
0:22:35	規制庁大塚です。続きまして31条の比較表の方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:39	ご確認に入りたいと思います。
0:22:45	まず、取りまとめた資料の2ページなんですけども、
0:22:51	モニタリングポスト指示値の記録ということで、上から3番目の、
0:22:55	項目なんですけど、
0:22:57	ちょっと前回も確認したかもしれないんですけど、今回の中央制御室及び現場ということで明確に、
0:23:04	泊では記載していただいたんですけど、女川の現場等の等っていうのが何を指すのか。
0:23:10	教えてください。
0:23:35	北海道電力山田です。女川の方の中央
0:23:42	地域の記録のところの現場等の等ですね、申し訳ございませんちょっとこちらの方では、
0:23:50	と。
0:23:51	調べてないのでちょっとお答えすることはできません。申し訳ございません。
0:23:59	今回どちらで確認させていただいて後日回答させていただきます。規制庁大塚です。前回も聞いたんですけど、ちょっと、
0:24:07	確認していただいて、そういう理由のところにわかるように記載していただいてよろしいでしょうか。
0:24:21	これ東電の木山と少々お待ちください。
0:24:30	北海道電力の鍋田でございます。衛藤さん11条の比較表31ページをご覧いただきたいと思います。
0:24:42	江藤31条の31ページの方でモニタリングポストの伝送について説明した資料ございまして、女川2号炉真ん中のところを見ますと、
0:24:53	えーとですね1下の方に1号炉制御建屋と書いてる、四角がございましてその中に、
0:24:58	表示装置括弧記録とございますのでこちらで記録しているものと考えてございます。以上です。
0:25:07	規制庁大塚です。承知しました。ではそういう理由のほうに追記お願いします。
0:25:14	しました。北海道電力鍋田で承知いたしました。
0:25:18	はい。続きまして、比較表の31-9ページをお願いします。
0:25:27	真ん中、
0:25:30	(2)の放射線監視設備の、
0:25:34	中の真ん中辺の記載。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	使用済み燃料ピット、可搬型エリアモニターについてはっていう、
0:25:42	文章から始まるところの上から4行目なんですけど、
0:25:46	常設代替交流電源設備、
0:25:50	ていうところが多いだと、空冷式非常用発電装置、
0:25:56	に該当すると思うんですけどこちょっと色が抜けてますので、
0:26:01	設備の違いについては漏れなく色の方、お願いします。
0:26:07	水道電力山田です。修正させていただきたいと思います。
0:26:15	はい。規制庁大塚です。続きまして31-11ページをお願いします。
0:26:22	(2)の一番上の(2)の、
0:26:25	文章の3行目d泊の方周辺監視区域境界付近っていう記載なんですけど、
0:26:32	女川発電所敷地内外っていう記載があるんですけど、
0:26:38	これは表現が違うだけで意味は一緒なんでしょうか。
0:26:46	北海道電力山田です。表現の違いによるものというふうに認識しております。
0:26:55	場所是一緒っていうことですよね。
0:26:59	考え方としては同じだと考えております。
0:27:04	そうしましたらそういう理由の方に、
0:27:07	考え方が同じということを追記お願いします。
0:27:13	電力山田です。将来理由のほうに追記させていただきます。
0:27:19	規制庁大塚です。続きまして31-12ページをお願いします。
0:27:27	泊の記載の、
0:27:31	上から二つ目の固まりのまた以降の記載のところの3行目なんですけど、
0:27:37	原子炉施設という記載になってますので、発電用の追加をお願いします。
0:27:53	北海道電力山田です。ご指摘の部分修正させていただきたいと思います。
0:28:04	はい。規制庁大塚です。続きまして31-16ページをお願いします。
0:28:16	泊の、この黄色ハッチングの部分で、
0:28:21	放射性物質の放出経路という記載があるんですけど、ここの記載、大井の記載を参考にされてると思うんですけど、
0:28:30	大井の方はですねその下に括弧ABCで、
0:28:34	具体的に書いてあるんですけど、
0:28:36	泊は書いてなくてこれだと、放射性物質の放出経路が何を指すのかが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:41	わかりませんので、わかるように、
0:28:44	修正していただけないでしょうか。
0:28:49	北海道電力山田です。ご指摘の部分わかるように、記載の内容の方を修正させていただきたいと思います。
0:29:00	はい。規制庁大塚です。続きまして31-18ページをお願いします。
0:29:11	泊の記載の(1)番の放射線受業務従事者等の放射線管理の項目で、
0:29:19	事業名にですね物品の搬出乳っていう、
0:29:24	説明があって、黄色ハッチングで、
0:29:28	また物品の搬出に対してもってあるんですけど、こういう意味としては多分同じようなことを説明されててちょっと重複してるかなと思うんですけど。
0:29:37	この記載についていかがでしょうか。
0:29:46	北海道電力山田です。確かに(1)のところ、黄色マッキングで追加した部分が重複している形になっておりますので、この部分記載のほうを見直したいと思います。
0:30:01	規制庁大塚です。お願いします。
0:30:05	続きまして同じページの(2)番の放射線監視のところ、
0:30:10	2パラ目のまた以降なんですけど、少なくともっていう記載があって、
0:30:14	コメント回答によって少なくとも削除することにしたと思いますので、
0:30:19	ここは削除していただいてもよろしいでしょうか。
0:30:25	北海道電力山田です。最初のご指摘を受けた部分が、
0:30:31	評価の部分の記載になってまして、
0:30:36	ページで言うと、
0:30:40	31-22ですね。
0:30:43	こちらの部分に、少なくともという記載があったので、評価の部分で少なくともっていう記載するのはちょっと不適切だということで削除させていただいたんですけども、
0:30:54	一応設計方針の方は
0:31:00	ここで少なくともっていう部分があるのは問題ないかと思ひまして記載を残した形になっております。
0:31:58	北海道電力山田です。一応ここは
0:32:03	少なくとも、原子炉格納容器雰囲気燃料取扱場所非発電用原子炉施設の周辺監視器及び補助物質の放出経路を適切にモニタリングできるということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	最低でもこの部分は監視できるようにしなさいというふうになって、ただ、
0:32:23	評価の部分では、少なくともっていう表記にすると確かに、
0:32:29	評価なのに、少なくともっていう記載するのがちょっと不適切かなと。
0:32:35	いうコメントだと補を考えましたので評価の部分から削除して、実際にもティングできる箇所を記載していると。
0:32:46	いう考えで修正をかけております。規制庁有賀ですそれは私たちもある程度今認識はしたんですけど。いや要は、
0:32:56	これ残さないと、何か問題があるのかないのかだけ教えてもらえればそれでいいかなと思うんだけど。
0:33:05	北海道電力松田でございます。今
0:33:09	記載の方は方向性として今山田が申し上げた通りなんですけどもこの少なくともという言葉を取ってもですねやってる、監視するということに対してはあとモニタリングもそうですけれども、意味としては変わりませんので、我々としては少なくともというのは削除させていただく方向で、
0:33:26	ちょっと検討させていただきたいと思います。
0:33:29	関田常務。
0:33:32	うん。そうかなと思ったら別にこれあってもなくても意味あんまり変わんないんじゃないかなと思ってたので何かこだわりがあってここどうしようっていうなら、その理由を言っていたらそれでいいかなと思うんです今の話だとあんまり、
0:33:45	そういう感じではなかったもので、意味が別に特に大きな意味がなければ、合わしといた方が要は初めて最後で書き方がちょっと違くと、さっき言われたように、
0:33:57	評価では各考え方ってというのは、いや、外しましたって、だけど、
0:34:02	要は比較してみると、何となくこっち残ってることが違和感を感じたりするので、合わせるなら合わせたほうがいいでしょう。そういうことです。北海道電力の松田です。承知いたしました。
0:34:15	規制庁大塚です。続きまして、31-25 ページなんですけど、
0:34:20	これちょっとページのところだけで 25 ページが二つ。
0:34:23	2 ページあるので、ちょっと修正をお願いします。
0:34:32	はい。北海道電力山田です。こちら報告気になってますので修正させていただきたいと思います。
0:34:39	規制庁大塚です続きまして 31-27 ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:51	下のところの、そういう理由の黄色ハッチングなんですけど、泊のバックアップ時間が短い理由を、そういう理由に書いてあるんですけど。
0:35:01	短い理由については、何か、
0:35:05	そういう理由じゃなくて、
0:35:08	中の表の備考あたりに書いといた方がわかりやすいのかなと思いましたが、
0:35:14	備考に書いていただいてもよろしいでしょうか。
0:35:18	泊発電所の山田です。今いただいたコメントについて備考欄に、今この、そういう理由に記載している内容を記載する方向で修正をかけたいと思います。
0:35:34	はい。規制庁大塚です。はい。お願いします。続きまして次のページです。
0:35:38	31-28 ページをお願いします。
0:35:42	図の方が載ってまして、
0:35:45	S Aの部分が緑の点線、
0:35:50	凡例がついてるんですけど実際図の中にですね、
0:35:53	枠がないので、
0:35:55	追加をお願いします。
0:35:58	回動電力山田です。こちらの方、
0:36:02	S Aの緑点線が抜けてますので修正させていただきたいと思います。
0:36:10	はい。規制庁大塚です。
0:36:12	あと 31-30 ページも同じです。
0:36:18	とりあえず比較表については私からは以上ですが、
0:36:21	他何か確認する事項ありますでしょうか。
0:36:25	宮尾です。もしちょっと、
0:36:29	先に話が出てたら、水や言っていたいただければと申し訳ないんですけど、
0:36:33	はい。
0:36:34	えーとですね。
0:36:36	ほとんどは、特に、
0:36:41	31-13 ページこれ布施側の話になるんだらうで多分瀬川でちょっと説明してもらえばいいかなと思うんだけど、この赤字のところの部分について、
0:36:54	これは泊を、がスペシャルでこれ位やるんですかね。
0:37:02	北海道電力の鍋田です。はい。こちらの赤字の 8 型気象観測設備を緊対所付近に設置するという運用は泊独自の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:11	運用となってございますけれども、前回ですねヒアリングの時に同じようなご質問いただきまして、回答させていただいたのは、
0:37:19	こちらはですね過去、泊発電所の審査会合で衛藤緊対所付近にも、可搬型気象観測設備を置いてはいかがですかというような、
0:37:29	ご趣旨の指摘を受けましてそれを受けて反映したものとでございます。
0:37:35	宮本です多分前回その話をさしてて、ちょっと私もいろいろ調べる時間なくてあれなんですけど、初めに、2 ページでね、一応
0:37:46	書いていただいているんですけど、
0:37:50	こっち聞いた。
0:37:52	下階ていただいているんですけど、
0:37:56	それ今の話だと、
0:37:58	何かこう、泊の特徴を踏まえて、
0:38:02	置くことにしたっていうふうに聞こえたんですけど、その特徴って何なんですかっていうのがちょっとよくわからなかったんで教えてもらえます。
0:38:17	北海道電力の北野といいます。
0:38:19	過去の介護の中でですね
0:38:24	既設の
0:38:25	気象観測設備等、緊急時対策所までの距離がですね、
0:38:31	泊リーダと、かなり距離があるということで、方向を確認するために緊対所付近に設置し、
0:38:40	するべきではないかと。
0:38:42	いうところで
0:38:45	話が出たと認識しております。
0:39:03	私要はですね、理由のところはその辺の話を書いといていただきたいと。
0:39:09	要は、なぜこの赤字が増えたのかって今説明されてたと思うんですけど、例えば過去の申請会合でそういうふうな整理を踏まえて、方向性を過去提示しているっていうのであれば、その
0:39:20	理由をしっかりと書いていただけるとちょっと我々もわかりやすいのでそこはちょっと記載追加してもらえますかね。
0:39:26	北海道電力の北野です。了解しました。
0:39:30	はい。
0:39:37	どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:40	刀禰さん 11 ページの 18 これ、加古柿木局かーこの緑文字で聞くかの記載になって、
0:39:47	要素は持ってきてるのかなと。
0:39:49	思っていて、この
0:39:51	差 8.3. 1.2 っていうのが、
0:39:55	この合理的に達成できる限り低くするっていうのと選考にかかると実用可能な限りっていうのと、
0:40:02	多分同じ意味で使われてるんだけど、ここは、
0:40:05	あれですかね既許可のときに、こういう表現をしたということですかね。
0:40:14	北海道電力松田でございます。今宮本さんおっしゃられた通りで 3 号機の設置許可、許可の記載ベースになってございますけれどもラダーという考え方がございますので、その文言を使っているというところになる。
0:40:29	はい、わかりました。あとそれと、(2) の放射線管理の一番最後のところさっきの話は、いいんですけど、
0:40:35	刀禰。
0:40:36	関心または適当な場所に表示できる設定っていうのが、
0:40:41	どっちかというと、適切っていう先行の例えば女川とかの表現とか、比較的座りがいいような気がするんですけど、ここちょっとこだわりであります。
0:41:00	北海道電力松田でございますこれも既許可ベースの文言の使い方で、適当という形になってございますけれども、
0:41:10	多分その目的から考えると、きちんとした場所という考え方になって、それは適切でしょうという考え方にも繋がると思いますので、その辺ちょっと確認させていただいて、修正できるところはちょっと修正する方向で検討させていただき、いただきたいと思います。
0:41:27	はい。お願いします。
0:41:36	刀禰 27 ページの、これ題名だけの問題なんだけど、2.1. 27、モニタリングポスト及び守屋ステーションの電源って書いてあってカッコ 1 で、
0:41:45	電源の多様化って書いてあるんですけど、
0:41:48	これ多様化ですかっていうだけなんですけどね。
0:41:54	これ、多様化っていう言葉が何となく引っかかるんですけど、
0:41:59	多様化というのは添付かもしれないんですけど、これ先行でも、これを多様化とは多分読んでないような気がするんですけどこれわざと多様化っ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていう言ってるのは、あれですかね先駆既許可もこういう表現にしてるってことなんですか。
0:42:25	北海道電力山田です。こちらの方で多様化と使ってるのはですね、泊の場合無停電電源装置等非常用発電機、二つ。
0:42:35	設置してますということでちょっと多様化というタイトルをつけさせていただいてますが、
0:42:42	先行では多分こういう表現は使ってないと思われましてのでちょっと記載の方を検討して修正したいと。
0:42:53	はいよろしくをお願いします。要はね私ちょっと別にこれ使ってもいいかなと思うんですけど本文中に多様化ということが1一言もないんですよ。
0:43:00	いや今言われてるように、ちょっと無停電と非常用発電機で多様化を図るとかっていう意味で書いてるんだったら本部長にそれが書かれてれば別なんだけど、そうではないし、そもそもその無停電の起動は、
0:43:14	起動のことも期待してるし、そのあと追いかけてくる非常電源発電機の電気も期待してるわけだから多分多様化じゃないかなと思っていて、
0:43:25	その辺は変に多様化とか言葉を足しちゃうと、実際ここまでのDB上の要求でないはずなので、
0:43:33	要は非常に言わない場合の電源を確保するっていうよく条項なんでそうすると、余計なことを出してしまうと違う意味になってしまうので、そこへ確認してください。いいですかね。
0:43:49	北海道電力山田です承知いたしました。
0:43:53	はい。とりあえず、基本方針とか、私は以上です。
0:44:01	規制庁植田です。私から1点だけ確認したいんですけど、
0:44:06	31-21 ページで、
0:44:10	もうBポツのところ女川の監視資料測定設備っていうのが、ダストモニターを設けるって書いてあって、
0:44:19	取りまとめた資料で層位の2番ということで、
0:44:24	どう見ると、
0:44:25	泊はダストモニターで囚人したものを、別途測定装置でかけるから、コテイセイつ日がないってことなんですけどこれっていうのを、大飯も同じことをやってるんでしょうか。
0:44:50	北海道電力の喜多でございます。
0:44:53	大井に関してはダストモニターは、設置していたはずでございます。
0:44:58	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:59	規制庁江田ですそうすると。
0:45:02	このダストモニターで測ったものと、
0:45:05	ダストサンプラで取ってから測定したものっていうのと同じことをやってるってことになるんでしょうか。
0:45:18	北海道電力の北野でございます。
0:45:20	放射線周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度の測定という意味合いでは、
0:45:30	その場で測定しているか、サンプリングをして、持ち帰って測定をしているかという違いですので放射性物質の測定という意味に関しては、測定できていると。
0:45:42	思います。
0:45:44	市長植田ですわかりました。ありがとうございます。以上です。
0:45:55	31条について規制庁側から、ほかに確認ありますでしょうか。
0:46:01	よろしければ、続きましてS Eの方の説明をお願いします。
0:46:05	伊勢。
0:46:17	はい。北海道電力の鍋田です。平成60条の方につきましても同じ流れでご説明の方させていただきたいと考えております。資料の7-3。
0:46:28	の方で旧の方、まとめてございますのでそちらを順次にご説明して参ります。
0:46:35	資料7-3をご覧ください。
0:46:38	はい。衛藤生からご説明させていただきます。ナンバーワンですけどもモニタリングポストのバックグラウンド低減対策によって、女川草刈矢川カバーの効果に対して泊除染とするのであればその対策と同等。
0:46:53	及び妥当性を説明することということで、
0:46:56	こちらはですね
0:46:59	こちらについてはちょっとまとめ資料比較表の方ご覧いただきながらご説明したいと思います。
0:47:06	比較表の122ページの方、
0:47:11	補足の122ページをご覧ください。
0:47:17	こちらにつきましてはですねご指摘を受けまして当社考え方をちょっと改めまして、
0:47:24	女川と同等の対策に変更させていただいておりました比較表のほうで示しています通り、女川との差異はないという状態にしております。
0:47:34	はい。すいません。衛藤。
0:47:37	旧の方に戻ります。ナンバーツーの方に参加します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:42	海側に設置する可搬型モニタリングポストについて周辺監視区域境界に設置する必要性、
0:47:48	原災法十条との関係及び新規制基準における監視測定の要求事項を踏まえた設置の考え方。
0:47:55	津波発生時の設置場所の判断を、調停の測定結果への影響を総合的に勘案の上設置場所を防潮等の外側に設置することの妥当性を説明すること。
0:48:06	また、設置場所について原災法との関係を示すためを、周辺監視区域を可搬型モニタリングポストの配置図に掲載することも検討することというご指摘でして、
0:48:16	こちら回答ですけれども、右側に設置する可搬型モニタリングポストについては、設置許可 60 条に基づいて設置するもので、現在、原災法十条 15 条の通報に必須な設備ではないんですけれども、
0:48:30	設置した以降にですね当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報を行うことから、
0:48:37	原災法十条 15 条で想定している発電所敷地境界付近に設置することを原則としております。
0:48:44	私の場合の誤調定の計測への影響として感度の低下を考慮しても測定ができるということを、こちらまとめ資料のほうで記載してございます。
0:48:53	ただ、津波影響等により当該箇所への移動ルートが通行できない場合、
0:48:57	及び発電所前面海域に津波注意報が発生している場合はアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更します。
0:49:06	また、まとめ資料の方に周辺監視区域を示してございます。
0:49:10	こちらですね資料でご説明したいんですけれども、後程ですね傍聴でのパワポの方で同じ資料でご説明する機会がございますので、ちょっとそちらの方でご説明したいと思います。
0:49:21	つきましてナンバー3でございます。
0:49:24	可搬型モニタリングポストを防潮底の海側に置くかどうかの判断基準に関して手順に反映することということで、こちらについてはですね同じ質問の方がですね、技術的能力の方でございましたのでそちらで回答することとしてございます。
0:49:38	ページめくりまして、ナンバーフォーですナンバー4です。
0:49:42	せ、
0:49:43	屋外アクセスルートに関する記載について基準適合を示すための図面等に反映することを検討することということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:49	回答ですが、設置許可申請書の添付資料 8 に記載する積みにアクセスルート上に設置する場合の設置表を記載いたしました。
0:49:58	また同様の修正を、補足資料のほうの配置図にも反映してございます。
0:50:03	続いてナンバー5 番です。
0:50:05	先行審査における膨張での外、津波浸水域に可搬型モニタリングポストを設置する事例の有無について示すこと。
0:50:14	ということでこちら回答ですけれども先行審査においては、大飯 34 号炉の一部の可搬型モニタリングポストの設置場所が津波浸水範囲に限定、設定されていることを確認いたしております。
0:50:25	ただ、地震等でアクセスできない場合は、設置場所を変更するという方針を示しておりますこちらは泊も同じ同様の方針でございます。
0:50:35	こちらについてもまとめ資料の方、
0:50:38	見ていきたいと思うんですけども比較表のですね 60-20 ページをご覧ください。
0:50:59	衛藤 60-20 ページの方でモニタリングポストの設置位置ちょっとすいません、小さくなっておりますけれども示した比較表になっておりまして、
0:51:11	大飯発電所のですね
0:51:15	すいません、ちょっと印でもつければよかったのかもしれないんですけどちょっと比較表で再再度部分ではないということでちょっと示しづらくつけておりませんが、
0:51:23	この
0:51:26	左側にですね、可搬型モニタリングポスト、
0:51:33	に面した部分の部分と、右上のですね、考えたモニタリングポストというのこちらも設置位置が、その津波の浸水域ということで 2 ヶ所ほど浸水域、
0:51:45	なっている場所が大井さんもございます。
0:51:49	友利の方でもございますけれども、先ほど差異理由のほうでご説明した通り、そういうものを設置するのが難しい場合にはアクセスへ設置する場所を変えますよという、
0:51:59	ことを、右側の差異理由の方に追加させていただきました。
0:52:05	衛藤。
0:52:06	また旧の方に戻させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:11	続きましてナンバー6番です。女川と差異がある蓄電池等について等の内訳を具体的に差異理由に記載することということで、こちらは等の内訳を、再利用の方に記載してございます。
0:52:24	続いてナンバー7番、記載を適正化することということで、緊急時対策建屋を緊急時対策所に修正してございます。
0:52:33	続いてナンバー8番、差異理由、そういう理由にはそういうのを事実だけでなくその理由がわかるように記載すること。
0:52:40	ということでこちらはそういう理由がわかるように以下の通り、記載を追記しましたということで、
0:52:46	記載のほうを充実させていただきました。
0:52:49	続いてナンバー9、泊にはデータ移送機能の確認について記載しているが同様の内容を、伊藤泊は60-14ページに記載している旨をそ、そういう理由に示すこと。
0:53:01	ということでこちらそういう欄に、大飯も同様の内容を、60の14ページに記載している旨を記載してございます。
0:53:08	続きましてナンバー10です。図に、電源部を示すこと。その他、図も、その他の図も女川と同等の情報量なってるか確認のうえてきてさ、適正化すること。
0:53:18	こちらですけれども可搬型モニタリングポストについて、電源部を示すとともに、可搬型ダストヨウ素サンプラ及び川畑気象観測設備、こちらについても情報のほうを追記させていただきました。
0:53:30	続いてナンバー11番です。小型船舶にモーターがついているのであれば先行実績と同様に図に反映することということでこちらも反映の方をさせていただきます。
0:53:41	ナンバー12番、放射性物質の濃度算出に係る記載を追加すること。
0:53:45	こちらも当該の記載を追記いたしました。
0:53:49	通じてナンバー13番です。
0:53:52	小数点の考え方と記載について先行審査実績を踏まえては、検討することということで、こちら先行実績を踏まえまして表示可能な桁数を考慮した数値を記載することといたしました。
0:54:06	なおですね自主修正リストのほうには記載してございますけれども、こちらに合わせましてちょっと誤記の方がございましたのでこちらも併せて修正させていただいていただいております申し訳ございません。
0:54:18	続いてナンバー14番です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:21	ニタリングポスト 7-1 について、防潮庭と道路の関係がわかりづらいので記載を適正化すること、写真等を用いる工夫をするということで、
0:54:30	こちら防潮モニタリングポスト及び道路の位置関係がわかるように写真の方を追加してございます。
0:54:36	こちら写真ですのでちょっと見ていただきたいと思います。比較表の補足 157 ページお願いいたします。
0:54:56	こちらですね黄色枠で囲った部分についてももとはですね地図だけだったんですけども、その隣に、
0:55:05	まず右上に示したのは、道路とモニタリングポストの位置関係がわかるような図です。そして、次ですねちょっと角度が悪いんですけども、下の方にはですね、傍聴へ希求傍聴へ来、
0:55:17	とモニタリングポストの位置関係がわかる図面を、写真を添付させていただきました。
0:55:23	こちら下の図面に関しましてはちょっと膨張ての、上部分ですね移せないものが写ってございますのでちょっとマスキングの方にさせていただきます。
0:55:36	はい。至急リストのほうに戻ります。
0:55:41	続いてナンバー15 番です、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが検層した場合の記載について、
0:55:48	及びで良いのかまたはが正しいか確認し統一することというコメントでございます。
0:55:53	それにつきましては、当社といたしましては以下の考え方で記載を行ってございます。考えたモニタリングポストの個数、個数について言及するような文書の場合は、個数が十分であることを示す文書では、
0:56:05	いずれも機すべてがですね、機能喪失した場合のことを表現していますので及びとさせていただきますんですけども、
0:56:12	一方ですね大体造成可搬型モニタリングポストを使いますよということのみを示す文書、個数に言及しない文章では、いずれかの設備が機能喪失した場合っていうことを表現するために、または、
0:56:23	ということを用いさせていただきますいております。
0:56:27	これに伴っての修正はなかったものと認識してございます。
0:56:32	続いてナンバー16 番です。須藤ヨウ素サンプラ及びテスト用測定装置の記載について、及び病院の鎌田が良いのか確認し、統一することということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:42	それにつきましては補足 90 ページに記載しているまたはというのが適切な表現でしたので、比較表 3 ページ及び取りまとめ、まとめたし、まとめ資料の 2 ページの記載を修正してございます。
0:56:55	ナンバー17 番、
0:56:57	図番が、文章中の清記載と整合していないので適正化することということで、こちらはですね、1.1. 1 項の図表を示す目的でしたので、図 1.1. 1 表、第 1.1. 1 表、及び
0:57:11	第 1.1. 1 図というのが正しかったので誤っていた箇所を修正いたしました。
0:57:18	最後ナンバー18 番です原子、泊原子力発電所の記載について適正化することということで記載のほうを適正化してございます。
0:57:27	60 条の Q A リストの回答は以上となります。
0:57:35	はい。規制庁大塚ですそれでは規制庁側からの確認に移りたいと思います。
0:57:47	規制庁秋本です。私からは 2 点ほどなんですけど、比較表のところちょっと確認なんですけど、60-15 ページーていただいて、
0:58:00	何か女川でき女川で黄色のところあるじゃないですか。
0:58:05	これって何、何で女川で清野と古閑は出てくるのか、ちょっと気聞っておきたかったですけど何かコピペミスだったってことなんですか。
0:58:14	はい。北海道電力の阿部です。こちらはですね女川さんの記載自体は変わってないんですけども、色を変えたための黄色に、
0:58:21	なってございます着色の変更でございます。
0:58:24	規制庁アキモトですわかりました。
0:58:27	それで、あとは、本、
0:58:31	まとめ資料側の、
0:58:34	比較でもよかったんですけどちょっとページが、まとめ資料ってお持ちですか。はい。60-7-3 で一番最後の、
0:58:46	谷津。
0:58:47	図なんですけど、
0:58:49	これって可搬型気象観測設備、
0:58:53	の図なんですけど、
0:58:56	これは、
0:58:58	も 2 本みたいに、
0:59:02	置けなかったらっていうのって考えないんですか。
0:59:07	それは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:09	少々お待ちください。
0:59:23	北海道電力の鍋田です。衛藤芳賀滝庄野設置場所についてモニタリングポストのように、アクセスできない場合の場所を示さないのかというご指摘かと思えますけれども、
0:59:34	こちらはですね可搬型気象のうち先ほどご説明した緊対所付近に設置するものというものは間違いなくアクセスできるだろうというふうに考えてございまして、
0:59:45	そういった意味で、一つは、
0:59:48	測定できる場所があるという認識でございます。
0:59:53	規制庁アキモトです。今緊対所に置いてるやつ、ガーダ位。
0:59:59	あれ。
1:00:01	これってあれですかて、手順って手順の話になっちゃうんですけど、両方一緒に設置しにくい感じなんですか。
1:00:08	同時っていうか、
1:00:10	北海道電力の鍋田です。衛藤。
1:00:13	緊対所付近に設置するものはS Eになりましたら間違いなく設置するものでして、代替の気象というのは通常の気象が、
1:00:22	機能喪失したタイミングで置くことになってございます。
1:00:29	規制庁アキモトでそうすると一じゃああれですかやっぱり、
1:00:34	やっぱりっていうか、
1:00:36	も2歩と同じような位置付けに、
1:00:41	考え方を整理した方が、
1:00:45	適切っていう理解いいんですかね手順の話になるかと思うんですけど。
1:00:53	手順のその右上の方の設置、
1:00:59	等、
1:01:00	左下、緊対場の付近の設置っていうのが、
1:01:06	何ていうんでしょう、代替の関係に、
1:01:10	あってもいいっていうことなんですよ。
1:01:14	ないといけないっていうか、嘘。
1:01:18	そういうことになるんじゃないですか。
1:01:21	はい。北海道、
1:01:22	少しお待ちください。
1:01:29	(工)
1:01:34	以上。
1:01:42	東京。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:43	北海道電力の鍋田ですちょっと認識の共有をさせていただきたいんですけども、江藤先ほどの図の中でですね、黒三角がございまして、こちらは通常測っている測定箇所、
1:01:55	恒設の設備がある場所になっていてそれを赤い点線の三角でも囲ってまして、
1:02:01	代替の時にはそこにも置きに行くという認識は大丈夫でしょうか。
1:02:08	を自主につい
1:02:10	自主ルートがつぶれちゃった。
1:02:16	補完するために、
1:02:18	発生すると。
1:02:20	だから、点線の3月は、アクセスルートを使ってないから、
1:02:26	抜けない可能性があります。
1:02:29	だからじゃどうするんですか。
1:02:33	その場合においても
1:02:37	オレンジの李野中さん。
1:02:39	大丈夫するものについてはアクセスルートのところにあるので、ここにはすでに設置され、手順上明確になってますか。
1:02:55	北海道電力の鍋田でございます。赤三角とオレンジの三角部分が手順上ですね明確にはなってございませぬので、ちょっとその部分を検討してちょっと修正の方させていただきたいと考えます。
1:03:13	ここをこうします。
1:03:17	はい。
1:03:18	だから、
1:03:27	大体なる。
1:03:30	こっち側の、
1:03:35	代替として、
1:03:37	緊対所のやつが成立するんでしょう。
1:03:40	ちょっとここいいからどうみたいな。
1:03:44	ちょっと普段測ってるポイントは違いますので、はい。
1:03:48	プラントの、
1:03:49	連続性みたいなものはたくさんあるかもしれませんが、事故時の所、かかってその放射性物質をどちらに飛ぶとかっていうことを、
1:03:58	ちょっと古江では十分、逆に、
1:04:12	規制庁ないですちょっと今の方に関して、私も同じ質問しようと思ったところなんでちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:18	論点がはっきりしたんで、
1:04:22	基本的にもともと設置場所っていう右上のところは、ここ路上っていうか平地の芝生の面で、
1:04:32	地上データの気象データ取ってるとこだと思うんですよ。だから、
1:04:35	もともと代替っていう意味では
1:04:38	収支量といいますよね。
1:04:42	2社収支とか放射収支をここでとるから、場所的に安定した平地で、従前との連続性もあって、一貫性があるということで先ほどおっしゃったように、
1:04:54	平常から事故に変わったときにもその連続性もあるところでとるのが筋だと思うんですよ。
1:05:00	だからここが第1候補で、当然もしここにアクセスできないときは、その近傍の方がむしろアクセスできて近傍の方がいいのではないかなと思うんですよ。で、
1:05:12	左下の金代表の近傍のところっていうのは、ここにも、基本的に今先ほどお話あったSEになってから、
1:05:21	ここに設置するっていうことにはなるとは思うんですけど、そのそいつは緊対所に通過するクラウドの方向性を確認するっていう意味で、
1:05:32	追加情報になるという意味では有用だと思うんですけども、基本的なもともとの
1:05:39	主要データの風向であるとか大気安定度とかのセットの拡散、要は拡散条件のセットとしては、
1:05:46	もとある路上の場所の方が、当然従前の蓄積データもあって連続性もあるっていう意味では、適切だと思うので、
1:05:56	ちょっと手順上でね、
1:05:58	なんていうな例えば皆さんやられてるのかどうかわかんないですけど、その従前の路上と緊対所近辺のデータの整合性であるとかね。
1:06:10	同じ時間でとったときの気象データの整合性だ兵庫が違ったり、建物によって、風向違ってくる可能性もあるんで、
1:06:20	どういう形でなんていうのこのふた通の設置とかその使用っていうのを、手順上とかではっきり、或いは防災上ではっきりさせるっていう、その辺の
1:06:34	考え方をきちんと整理した上で説明していただいた方がいいのではないかなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:41	はい。北海道電力芝田です。今ご指摘あった通りやはり、規則発足所で測るのが一番良いというのは我々も同じ認識でまずはそこに置くと、次善の策というふうな考え方だと思うんで、その辺り整理して、
1:06:53	手順の中で回答させていただきたいと思います。
1:06:57	規制庁長井です
1:06:59	一応防災防災というか60条の要件のところがまずは主であって、防災のところは何ていうか
1:07:10	そちらの方も10として、両方合わせて総合的にということで、
1:07:15	考えるのかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。承知いたしました。
1:07:29	規制庁アキモトじゃあと最後の案件なんですけど一番最初のやつで、
1:07:35	何でしたっけ、カバーの件なんですけど、割れは令和、非指摘はしてなくて、指摘っておっしゃられたんですけど、事実確認しただけなんです。
1:07:46	そこだけちょっと履き違えないようにしていただいて事実確認した結果、泊としてどうすべきかっていうのを考えられて、こうしたっていうことだと思いますんで。はい。理解はしました。はい。私からは以上です。
1:08:03	他規制庁側から確認ありますでしょうか。
1:08:09	よろしいですか。はい。よろしければ、続いて、
1:08:13	1.17の方ですかね。瀬口さんの方からご説明をお願いします。
1:08:23	北海道電力山田です。それでは資料番号資料6の配本3、
1:08:30	泊発電所3号炉ヒアリングコメント回答リストの技術N分能力1.17、こちらの方を使ってご説明していきたいと思います。
1:08:39	それではまずコメントのナンバー1、考えたモニタリングポストを膨張て宮に置くかどうかの判断基準、括弧優先順位に関して手順に反映すること。
1:08:51	こちらの方ですね、この後で出てくるナンバー10の方で説明しておりますので、そちらのところで説明したいと思います。
1:08:59	続いてナンバー2活動開始からのタイムチャートとしているが女川事前打ち合わせも入っている、最新の審査実績を踏まえ、必要性を検討し説明すること。
1:09:11	ということでこちらの方ですけども、当初、泊の方は活動開始前鹿野ちゃんタイムチャートという形で作成しておりましたが、着手手順着手の判断後要員が、作業を実施するにあたっては複数の要因が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:27	作業分担して実施するため事前の打ち合わせが必要であるという判断になりましたので、最新の審査実績を踏まえて事前打ち合わせを、タイムチャートに追加しました。
1:09:38	またタイムチャートに事前打ち合わせ追加したことによって作業時間が変更を生じたので関連する作業時間の記載を修正しております。
1:09:47	続いてナンバー3、ATP約3.9メーターの記載について適正化することと、
1:09:56	ということでこちらの方、緊対所の、TPPの記載について英訳を削除して、記載を適正化した。
1:10:06	適正化しております。
1:10:08	続いて4分の2ページの方に行きましてナンバー4番、班長から反映の指示が記載された年度適切化すること、カッコ水平展開用ということで、
1:10:19	こちらの方ですねご指摘の通り他班長が
1:10:25	それから放管班への指示が記載されておりませんでしたので、放管班長を放管員範囲に含めた形の記載で見直しまして、記載について適作化を行いました。
1:10:39	続いてナンバー5番、ツイジ箇所について適切にその旨記載することと ということで、こちら60条と同様の資料を1.17の方でもつけてたんですけども、
1:10:49	辻についてちょっと記載をしておりませんでしたので、60条と同様に辻箇所を記載しております。
1:10:58	続いてナンバー6番、先行と比較してモニタリングポストが多く、作業人員が少ないのに対して作業時間が短い理由について説明することと、
1:11:08	ということで、こちらの方0カウントモニタリングポストの代替測定について、コメントをいただいております。第2測定の作業時間についてなんですが、女川泊に関して、
1:11:21	長井作業時間になってまして、理由としましては、粟野局舎間の移動時間が
1:11:27	負担で行動することになってるんですけども、約220分というふうに、飯尾名和の方は積算しております。泊の場合は、極夜間の移動距離が比較的短く、
1:11:39	なってまして移動時間を短縮して一晩で約40分と積算しているので、作業時間が短くなっております。これを、差異理由の方、麻生入江のほうに追記させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:55	続いて4分の3ページの方に行きましてナンバー7番、車両等の等について、該当するものはなく規制が不要であれば適正化することということで、
1:12:06	こちらの回答としましては車両以外の移動手段を考慮してない記述の部分の等については削除を行っております。
1:12:16	続いてNo.8、泊原子力発電所の記載について記載適正で生活することということで、
1:12:23	こちらの方を動きのないため記載のほうを修正させていただいております。
1:12:30	続いて4分の4ページ、ナンバー9番ですね電力ボクサーベータの後の括弧が一つ抜けているので適正化することということで、こちら誤記など他号機のため修正しております。
1:12:43	最後、ナンバー10番。
1:12:47	海側に設置する考えたモニタリングポストの設置場所に関して防潮での外側と内側に、どちらに設置するかを判断することについて、重大事故時等における、測定、監視測定の対応手順及びその
1:13:01	優先順位を踏まえた上で手順を明記すること、また判断基準を手順で明確化することと。
1:13:07	ということで回答の方なんですけども、
1:13:11	以下の内容を追加し判断基準を明確化したということで、
1:13:14	(2)の発電、考えたモニタリングポストによる放射線の測定及び代替測定の項目で、
1:13:22	下線部の記載を追加しております。内容としましては正しい原子力、ただし地震火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、
1:13:34	アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。また考えたモニタリングポストの見合いの設置について、発電所前面海域に津波計注意報が発生してる場合は、
1:13:48	防潮で内側のアクセスする土壌のシャローで運搬できる範囲に設置場所を変更すると。
1:13:53	いう記載をしております。
1:13:57	技術の形能力1.17、
1:14:00	以上になります。
1:14:04	はい、それでは規制庁側からの確認に入りたいと思います。
1:14:14	規制庁秋本ですちょっと、まずは簡単なところだけなんですけど江藤さん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:19	伴ですかねかい。
1:14:21	回答の3番で、あれなんですかねちょっとTPって、プラスかマイナスかみたいな話って、何か他のところが出たと思うんですけどあそこって何か。
1:14:33	回答ってまだ来てないと思うんですが、どう考えてるんですか。
1:14:40	TP+っていう表示も何か、
1:14:42	してる場所もあったり、
1:14:46	はい、北海道電力の鍋田ですちょっと事務局の方からも修正があればお願いしたいんですけども、今、社内ではですね、プラスの時はプラスは記載せず、マイナスのときだけマイナスで記載するというふうに、
1:14:59	整理されていると認識してございます。
1:15:03	規制庁アキモトそれはあれですか、地震とかの、もう医師対人関係も一緒っていう理解でいいですか。
1:15:11	何か設備とか、手順がだけとかそういうことにはなってないです。
1:15:18	北海道電力岡ですけど会社としてそれで統一を図っています。少しまだ漏れてるのがあったらすみませんっていう形ですけど、基本会社でそういう方針を立てて、
1:15:28	すべてに反映するというのでやっております。
1:15:31	規制庁秋本です。わかりました。それで
1:15:36	あとは、
1:15:38	最後の矢、10番ですけど、マターで、
1:15:44	追記があったところなんですけど、これはあれですか手順の、
1:15:50	数側には何か、概略のところには記載がされて、実際の手順上は別に、
1:16:00	特段何もいじっていないということだと思うんですけど、これは、
1:16:06	何かのその操作手順っていうのところには、
1:16:10	何ていうんでしょう、どこで判断が入るような感じで認識したらいいんですか。
1:16:30	規制庁秋元です。すいません①。
1:16:32	被災状況を考慮し設置場所を決定するっていうところで含まれるっていう理解でいいですかね。
1:16:48	北海道電力の北野です。
1:16:50	丸井秋本さんおっしゃられるように①番のところの、その際、アクセスルート等の被災状況を考慮し設置場所を決定すると。
1:17:01	いうところが、若井4属にかかってくるという認識でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:08	規制庁秋本ですわかりましただから、手順着手の判断基準は別に変えなくても良いっていう検討を一応していただいて、そういうことでしたということでもいいですね。
1:17:22	北海道電力の北野です。はい。その通りです。
1:17:28	長秋本でそれであれですかねさっきの大体のすみません、代替の気象設備。
1:17:35	でしたっけそのの、
1:17:38	記載。
1:17:40	店どこにあるんでしたっけ。
1:18:18	規制庁秋本です。だからあれですねこれは手順側も、
1:18:25	大体、大体測定の大體わかってないっていう理解。
1:18:30	いいですかね。盛小に比べてですよ。
1:18:34	北海道電力の鍋田です。今おっしゃっていただきました通り考えた気象台た飯野設置のほうの手順で、その緊対所のほうに設置するというような流れは今のところないという
1:18:47	ご認識です。
1:18:51	規制庁秋本須田からあれですよさっきも長井も言った通り、緊対所で本当にいいのってということもあるとは思っているので、
1:19:01	そこも合わせた上で手順上も、
1:19:06	すると、いうことで、そうするとだからあれなんですよ。ちなみになんですけど、
1:19:14	一番近いアクセ、青いアクセスルートを、
1:19:18	のところ可搬気象観測装置はOKないとかそういうことはないっていうことでいいですかね。
1:19:49	北海道電力松田でございます。今、先ほどの図があったと思うんですけどもアクセスルート等と、あと、この三角と赤点三角から、
1:20:01	可搬型気象の図面があると思うんですけどもこの青い太い青いルートがアクセスルートになってございますので、
1:20:08	そこに基本的に可搬型モニタリングポストもそうですけれども、合計恒設のモニタリングポストに置けない場合は置きますよっていうような形で資料上つくってる資料を作っておりますけれども、
1:20:21	可搬型気象に関しては先ほど長井イサーンからもお話あった通り高さ関係とかですね、要するに、法面の話ですと、法面というかきちんと風向風速がまともにはかれる場所なのかどうかっていう観点からも先ほどご指摘いただいたと思っておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:38	そこら辺をちょっと確認しながらちょっと代替場所を選定しなければいけないかなというふうに今現在は思っているところでございます。
1:20:47	規制庁秋本です。あと和田カラー、もう1個の観点としては、
1:20:53	可搬型重大事故等対処設備って、アクセスルートを使わなきゃいけないって、
1:21:00	いうふうに43条んなっちゃうので、
1:21:04	そこの兼ね合いでどうこれを説明するか、何。
1:21:09	ですけど、
1:21:11	気象観測装置なんで、
1:21:15	同じ場所がいいんですっていうのはおっしゃる通りだとは思いますが、
1:21:20	だから後はどう考えるかっていうことだけで、先行って、
1:21:27	ここまで、
1:21:28	ここまで使う。
1:21:30	そういう友利%やっていて、何でこっちは家やなくてよかったとか何か理由とかがあってありますか。
1:21:42	北海道電力松田でございます。今現在ちょっとご回答数をできるようなちょっと、今ちょっと長調べもちょっとやっておりますのでちょっと今、ちょっとご回答できません。すいません。
1:21:55	規制庁秋本です。だから、あれですよ、基準上わあ、も2歩網を気象観測装置も変わらないとは、
1:22:05	今ちょっと読んで思っているのD。
1:22:10	一応だから可搬型重大事故等対処設備はアクセスルートを使えなきゃいけないっていう観点からすると、
1:22:21	そっか。だから、
1:22:23	勤怠上の方で、
1:22:27	十分大丈夫ですっていう説明を、
1:22:30	するか。
1:22:33	近く、可能な限り近くに、のアクセスルートにおきますっていうふうにするか。
1:22:40	ていうぐらいですかね。
1:22:42	北海道電力松田でございます。今秋葉さんおっしゃられた通りの方法でのちょっと検討になるかなと思っております。はい。
1:22:56	規制庁秋本ですわかりました事実は理解しました。
1:23:00	秋本は以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:05	はい。
1:23:06	1.17について他確認よろしいでしょうか。
1:23:13	原子炉規制庁の宮本ですちょっと今んところ、ダブるところがあるんですけどすみません。
1:23:19	1.17の24から25ページ5手順書いてあると思うんです。
1:23:26	これ、
1:23:27	操作の成立性は100分と。
1:23:30	いうことになっていますと。
1:23:32	これの前提ってどうなってますかなんですけど。
1:23:35	アクセスルートってすごい手前で終わっちゃうんですよね。
1:23:43	ちょっと申し上げ、
1:23:52	60条側の、
1:23:54	一番最後のページ、
1:23:58	だけを見ると、
1:24:02	これちょっと読み方だけ教えてアクセスルートっていうのは基本的に、
1:24:06	点線と青線だけですと、ブルーの地主は、入ってませんよっていう、そういうことですよ。
1:24:14	そうすると、
1:24:15	ここで言っている8分というのは、どう計算されてるんでしたっけ。
1:24:32	北海道電力山田です。手順の方の、水受精の100分ですけどもこちらは、既設の起用観測上に設置する場合で100分と。
1:24:45	いう形で移動時間等を積算して記載しております。あ、すみませんちょっと聞き方があって、アクセスルートが使える前提なのは、
1:24:53	この濃い青までだと思うんだけど、
1:24:57	このブルーも使える前提でこれ100分で計算して、
1:25:01	黄色だけを、
1:25:04	何か立ててもつかなんてそういうそういう計算をしてるってことですか。
1:25:09	こちらの方はですね一応車両を使っただけの積算になってましてそのアクセスルートしか使えないという形での積算にはなってございません。
1:25:24	何て言うんすかね。既設の気象観測所まで車両が使える場合の積算という形で記載しております。
1:25:35	すみません、センコーもそれ同じような考え方で積算しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:59	ちょっと先行よく確認してもらえばいいと思うんですけど、ちょっと私の記憶だけで申し訳ないかと、女川とかもこれすごく時間かかっていて、っていうのはアクセスルートから手で持って運びますと。
1:26:11	なので、結構山登っていかなきゃいけないので、すごく時間がかかりまして多分説明を受けた記憶があって、そうすると磯の出発点が、
1:26:19	もし使えるアクセスルートからだったら、
1:26:22	全然自覚変わっちゃいますよね。
1:26:26	その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんですけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。
1:26:38	北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、
1:26:53	状況確認させていただきたいと思います。
1:27:00	1-17-24だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、
1:27:07	アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書いてありますよね。
1:27:12	で、そうすると、これを期待しているのは、
1:27:17	場所はどこですかってなると、
1:27:19	これは、
1:27:21	使えるアクセスルートって大分下に下がってくるってそそういう今考え方でおられるという、そういうことですか。
1:27:31	北海道電力鍋田です。アクセスルート上で選定するとおっしゃる通りかと思えますし、先ほど申しました通り緊対所の方に置いてあるもので代替できるかなという考え方も、
1:27:42	ございましたのでそういった考えでございました。
1:27:48	今現状はわかりましたその辺よく先行とさっきの秋本の室確認を踏まえてよく
1:27:56	確認してくださいしか言いようがないですけどその辺よろしくお願いますいいですかね。
1:28:02	両電力の鍋田です承知いたしました。
1:28:05	あとですね、
1:28:09	タイムチャートのちょっと見方だけ教えて欲しいんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:13	これ全体はどうなってるかわかんないので、1-17-43に、緩和型の気象設備で、
1:28:22	2044、44 ページに
1:28:25	緊対所に置くやつと二つなんなんですが、これは別版と考えていいんですか、それとも同一版ですか。
1:28:44	北海道電力山田です。
1:28:46	まず 44 ページ目の方の緊対所の付近に置く。加賀滝町ですけどもこれは
1:28:55	S Eに会ったら多くという形になってまして、43 ページ目の方は気象観測くう設備が
1:29:06	測定できなくなった場合の代替測定になりますので、
1:29:11	班としては別班になるという形で考えております。
1:29:18	だから別々に人員は確保されてるそういう理解でいいですよ。
1:29:30	北海道電力山田です人員が別々に確保されてるかと言いますと、別々ではなくて補放管班員が、
1:29:43	4名おりますので、その中で
1:29:49	何ていうんすかね。時間を見ながら
1:29:53	設置すると、というような形になっております。
1:29:59	今、ちょっと説明後、4人いて、いや、作業は2人で可能だから、
1:30:06	2人ずつに分かれれば負担にできるっていうそういうふうな説明がなかったんだけどさ、そういうふうに今考えてるのか。
1:30:13	どうなんですか。
1:30:23	北海道電力の北野でございます。
1:30:29	緊急時モニタリングに関する要員の動きとしまして
1:30:33	まとめ資料の 1.17 の 50 ページ。
1:30:38	2、
1:30:40	書いてあるんですけども、
1:30:41	基本的には放射線量と気象観測設備を図る班と、あとですね、
1:30:54	放射能観測車等で放射性物質の濃度を測る班等、今二つの班で動くように考えております。
1:31:05	ですので、放射線量と気象観測設備の設置に関しましては一つの班で実施することで今考えております。
1:31:21	すいません。
1:31:24	ちょっと私の質問に今回答されたかどうかよくわかんなかったんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:28	17-50 ページに書いてある。
1:31:34	気象観測測定。
1:31:39	の二名。
1:31:41	が、
1:31:42	一部上から四つ目にも二名がいて一番下にも二名がいますよと。
1:31:52	ももとは、
1:31:54	可搬型の方は地震発生後にすぐ動けるように、この二名が行きますよと。
1:32:01	なので緊対所の方につける人は別の班ですっていうそういう答えでいいんですよね。
1:32:10	伴っていう言い方がよくなかった人が別にいるということでもいいんですよね。
1:32:22	私が気にしてるのは、ただ単に 100 分かかるところに人が行って、緊急時対策付近の気象観測が必要になったときに、まだそっち側に人が行って、実は人が回れなくて、
1:32:36	合計この気象観測装置 180 分かかりますよとかっていう話にはならないですよっていうの。
1:32:42	流れでいかなきゃいけないので、そうじゃなくて別々で対応できるんですよっていうそういう質問なんですけど。
1:33:31	ちょっと今、社内で確認させていただきます。少々お待ちください。
1:34:50	北海道電力芝田でちょっと確認時間を要してますんで、一度持ち帰らせていただいて、ご指摘としては重複してるようであれば成立しないんじゃないかという人だと理解しておりますんで、それはない、もしくは人数を確保するというふうなことを、
1:35:04	ご回答できるように準備させていただきたいと思います。
1:35:10	はい特に人を用意するとかっていうよりはどういうロジックになってるかだけ説明していただければ別に今の人数が十分であればそれで構わないと思いますよそこは確認してください。いいですかね。
1:35:24	電力山田です。承知いたしました。
1:35:32	あとすみませんあともう 1 件だけ確認ですけど 60 条側の資料で、1、見やすいので一番最後のページから 2 枚目のところにある 60-7-2 のところに、
1:35:43	小型船舶の話があるんですけどこれはあくまでも確認なんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:49	小型船舶が都丸のところで着水予定でいますということになっています。で、小型船舶があるのがこの1号炉、西川さん31メーターエリアになっているので、
1:36:02	この流れとしては、どっちを回るかは別としてアクセスルートトンネルもあるのか大きく里が回っていくのかは、多分そのときには、多分外側、一応一番外側だと思われるのか2号機の和気多分これ、
1:36:16	切れてるのでこれ回れないですよ多分ね。
1:36:19	で、その上で、茶津第2トンネルの傾斜とかきついんですけど、ここは一応考慮して
1:36:30	小型船舶を乗せたトラックも通れるように確認されているということでもいいですかね。
1:36:53	北海道電力の北野でございます。アクセスルート上の
1:36:59	船舶の積載車に関しましては、
1:37:05	ときちんと通行できるように、確認はしております。
1:37:12	規制庁宮沢苺田江藤ちょっと気になった60-7-2の、
1:37:17	これどっちが取るかはちょっと私もわからないんだけど、倉庫からね、保管場所からどちらを通るか分かる最短ルートでいうと多分アクセスルートトンネルの方を通って下に下がってくると思うんだけど、
1:37:30	そうするとちゃんとニューコウトンネル第2トンネルなのか、第1か忘れましたが、いうところは非常に狭隘になっていて、これは90度っていうかそのほぼヘアピンどころ。
1:37:43	角度じゃないんですけど、ここは流れると。
1:37:48	もしくはここを曲がらないんだったら一番外側の一番
1:37:52	3号機の後ろを通過せずとぐるっと回っていくルートを選ぶ。
1:37:56	だと思うんだけど、これ今どっちが今想定されてるんですけど。
1:38:05	北海道電力岡田ですけれども、基本的にあの防潮底があってですね直接外には出られなく今後なってしまうので、基本的にこの茶津、
1:38:17	そのトンネルをくぐって外に出て、オレンジ色の左側から丸の方に行くというような流れになろうかと思います。ここ今、直角みたいな形になってますけれども、
1:38:30	すべてT a l l 車両のですね、仕様とかを確認してここではこの形少し確定ではなくて少し丸みを帯びた形で、最終的には道路になろうと思いますので、この辺の道路の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:43	通行性なんかは、小型船舶もそうですし、他の燃料輸送の車両とかもう少し大型車両とかですわいろいろ工場車両とかも含めてですね、社内で検討して、通れるような設計にしていこうということでございます。
1:38:57	なので車が通れないということには、
1:39:00	ならないというふうに考えております。
1:39:05	わかりました。ちょっとさっき私言った
1:39:08	どっち回りでいくのかだけ教えてもらいます。
1:39:38	北海道電力松田でございます。基本的に配置図上は左回りということになると思っています。
1:39:45	はい、わかりました。はい。私は以上です。
1:39:52	はい、規制庁側からご確認ありますでしょうか。
1:39:57	はい。お願いします。
1:39:59	規制庁秋本ですすみませんさっきの何でしたっけ、代替測定の話なんですけど、気象観測設備の代替属性の話で、
1:40:09	すみません書いてあることがちょっと今確認ができたのでちょっともう1個、
1:40:16	比較表じゃなくて今すみませんまとめ資料だけなんですけど1.17-24ページの最後のところに、ただし地震家財で設置場所にアクセスすることができない場合はアクセスルート上のシャローで、
1:40:30	運搬できる範囲に設置場所を変更するっていうことでこれも2本と同じ宣言が、
1:40:35	書いてあったので、っていうことは後はあれなんすかね、図だけの問題っていうことでいいんですかね。
1:40:43	やることは多分ちょっと書いてあったんで、
1:40:47	浅い状況を考慮して千葉書を決定するっていうことなんで、森本の澤。
1:40:52	ずーだけの問題っていうことですかねだから、
1:40:57	緊対所ここで想定しても緊対所と言っははないので、どこに、
1:41:02	やるっていうのは、その場の判断みたいな感じになっちゃってるんですけど。
1:41:07	当然あらかじめ判断しておく必要があると。
1:41:12	思いますけど、だから図だ形の問題っていうことですかね。
1:41:17	はい。北海道電力の鍋田です。今はですね
1:41:22	ページを示していただいた場所で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:25	置けない場合は別の場所ということは記載してございましたので、具体的な場所が記載していないというその図面上に記載していないという、はい。ことだけとあとは先ほどご指摘のあった、
1:41:38	それで期初ちゃんと図れるかという部分なのかなと考えてございます。
1:41:42	はい。
1:41:44	規制庁アキモトです理解しましたあと宮本がらしい、あった。
1:41:50	成立性の話なんですけど、ちょっと私も島根の見てて、この程度だからこの程度でいいかなというふうな感じは受けたんですけど。
1:42:02	確かに学生スルート使った場合の評価っていうのが書いてないのは使えてないので、
1:42:11	どうするかなと思いつつ、ただあれですよアクセスルートを使った場合はこれよりも早い時間で設置できるっていう理解でいいんですかね。
1:42:28	北海道電力松田でございます今おっしゃられた通り大体、県としてはアクセスルートは内側の方に入ってきますので、時間的には短くなる方向だというふうには思っています。
1:42:40	長秋本です。だから途中でどうなるかちょっとわからないんですけど想定上は、ヨーイドンで緊対所から出ることを考えると思うので、いずれにしるですね、
1:42:52	津波の状況も判断して用意のでき緊対所からだから、距離の近いものだったら当然時間が短いでしょうと。
1:43:00	だから成立性に書く必要ないんですよっていうロジックでいいですかね。
1:43:07	時間的な話からするとそういうロジックにはなると思います。ただ今先ほどありますので、河田記者の点については正直今どこにだ、どこを代替にしますということは宣言しておりませんので、
1:43:20	そうするとまたその辺の時間の考え方極端な話言いますとすごく、カフェ型ポスト気象観測設備を置く場所によっては時間が、
1:43:29	という話にもなると思っておりますので、ちょっと今ちょっと即答するのはちょっとあれかなということを思っています。規制庁アキモトです後はあれですね操作の成立性で、一番長いものだけを書いているパターンじゃないものもありますよねなんつうか、何とかの場合何とかの場合って書いてる場合もあったような気が。
1:43:48	するのは、頭にだけがちょっとあんまり覚えてないですけど。
1:43:53	だから、場合分けするっていうパターンもあり得るかなあとは思うので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:59	ちょっと今回、結構、
1:44:01	津波の話があってその代替の測定場所っていう話が結構話題になってるんで、成立性のところを少し充実する方向で検討できますかね。
1:44:15	北海道電力松田でございます。今おっしゃられた通りアクセスルートなりを考慮した観点での記載の充実という合意、ご指摘かと思しますので、その辺ちょっと検討させていただきたいと思えます。
1:44:33	他よろしいでしょうか。
1:44:35	はい。それでは
1:44:37	あとパワーポイントの方ですが、二つ残ってますので、ご説明の方お願いしますちょっと時間もないので途中で切れるかもしれません。
1:44:45	本できるところまで説明をお願いします。芝田です。基準適用性の方はまとめ資料の抜粋となっておりますので、傍聴て営業の方についてご説明させていただきます。
1:45:00	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:45:04	資料8番の方ですね、包丁て変更に伴うモニタリングポストへの影響についてということでパワーポイントをお呼びさせていただいてございますのでこちらについてご説明させていただきます。
1:45:18	1枚めくっていただきまして最初のページですけれども、
1:45:22	当社はモニタリングポストの一部を防潮庭の外側に置き、設置する方針ですので新設防潮てによるモニタリングポストの計測への影響を整理してございます。
1:45:32	また防潮ての設計変更によりまして原災法十条の発生後に、海側に設置することとしている可搬型ポストの防潮店側になりますので、
1:45:42	これらの間型ポストに対する影響については、こちら、1063回審査会合で成立性の見通しをお示ししましたが詳細は別途説明するとしてございましたので、
1:45:53	そちらについてもここでご説明させていただきます。
1:45:57	本審査会合ではごめんなさいこれは会合なんで、こう書いてますけれども、31条60条の範囲として、
1:46:03	包丁て設置による生息への影響についてご説明させていただきまして、津波による漂流影響については、5条のほうで説明いたします。
1:46:12	それでこのスライドのたてつけについてちょっとですねご説明させていただきたいんですけれども、
1:46:17	一番最後のスライド面の10ページのほうをめくっていただきますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:23	こちら参考ということで付けさせていただいてまして、そもそもこういったスライドを用いて当社としてご説明することになった経緯の初めの部分といたしましてはこの指摘事項、
1:46:35	第 67 回審査会合と書いてますが、この平成 26 年で、
1:46:39	この鍵括弧でくくったモニタリングポストについて津波による漂流影響を調停設置による計測への影響について整理すること。
1:46:46	こういったコメントがござい江藤ご指摘がございまして、これを当社として宿題事項と考えてましてこれについての回答ということで、最初に手を挙げて、
1:46:57	一つ、トピックスとなつてございます。ただそのあとで傍聴での審査を進めていただく中で、個別条文の中で可搬型ポストについても説明しなさいという、
1:47:09	ものがございましたのでそちらも絡めてご説明させていただいているということで、
1:47:13	ちょっと当社といたしましては、この古い指摘を表に出してこれに対しての回答ですというふうにご説明させていただくべきなのか。
1:47:22	先ほど、1 枚目に戻っていただきまして 1 ページ目に示しましたように、当社としては、頂点を内側じゃなくて外側に設置することにしてますので、
1:47:32	こういった資料で説明しますという自主的な説明。
1:47:36	見させていただくかで少し迷っているという現状でございます。
1:47:41	たてつけについてはですね以上になりまして次、1 枚めくって 2 ページ目なんですけれども、
1:47:47	こちらは江藤小のまとめ、ところのご説明の中でですね出てきますので 31 条と 60 条、
1:47:53	それから原災法の十条と 15 条についてちょっと抜粋して記載させていただいております。
1:47:59	3160 についてはですね少し省略させていただきまして、原災法十条、
1:48:05	の方ですね下線引いてございますけれども、そちらの方で事業所の区域の境界付近において政令で定める。
1:48:13	基準以上の補助線量が政令で定めるところにより検出されたところということで、
1:48:18	こちらのスライドではですね、原災法十条の方では、基本的にこの境界付近ということがワードキーワードとして出てきますというご説明になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:28	1枚めくっていただきまして、3スライド目です。
1:48:32	そちらのですね基準の考え方を踏まえた、当社のモニタリングポストモニタリングステーション並びに考えたモニタリングその設置場所の考え方についてまとめた資料を1枚、
1:48:43	追加してございます。江藤青井梓で囲っているのは、前回から追加したスライドとなっております。
1:48:50	まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、
1:48:55	安全審査指針及び
1:48:58	継続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。
1:49:08	まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。
1:49:15	次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。
1:49:28	ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。
1:49:34	そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、
1:49:38	モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。
1:49:46	ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、
1:49:58	行いますので、
1:49:59	基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。
1:50:05	ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、
1:50:11	谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。
1:50:22	そして最後のポツとして考えたポストのうち緊対所付近に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:26	希ガス等の放射性物質の侵入を低減方をするためのものを一つ置きます ということに記載してございます。
1:50:34	この1枚のスライドでええと、その設置の考え方についてまず記載させて いただいた上で、
1:50:39	その次ですね、4枚目のスライドでは位置関係を示してございます。
1:50:45	図のですね、
1:50:47	下の方に黄色い枠で包丁ての背後に設置するモニタリングポスト及び可 搬型モニタリングポストというふうに、
1:50:53	書いて四つ、モニタリングポストを示してございまして、
1:50:57	これらの位置関係について右側の図で原子炉格納容器との防潮庭と原子 炉格納容器等の位置関係を示してございます。
1:51:07	江藤、こちらご覧いただきますと、一番上に載っていますモニタリング ポストの7番というのが、防潮低との距離が一番近く、かつ、角度的に もう格納容器が一番見えない角度になるということで、
1:51:21	モニタリングポスト7番が一番膨張ての影響を受けると考えてございま す。
1:51:27	1枚めくっていただきまして、5スライド目です。
1:51:32	こちらはですねまず平常時事故時分けて検討してございますけれども、 そのうち平常人ということで、モニタリング傍聴て自身が多数放射線の 影響について記載してございます。
1:51:46	(1)が平常時の観測、ということでPOS新設防潮等によるバックヤ ードへの影響、
1:51:51	1ポツ目ですけども、放鳥て、新設ではないんですけども旧郷町平均 がどんな影響を持っていたかということで検討を行ってございまして、
1:52:01	設置前の平成24年は、モニタリングポスト7番、
1:52:06	ごめんなさい、下の方の図でですね、位置関係示してございますけれど も、
1:52:11	真ん中の図で旧防潮へきとして四角黒い
1:52:16	線、
1:52:17	点線でですね、記載しているのが95、旧傍聴席ですが、
1:52:21	こちら距離が14メートル程度。
1:52:23	というモニタリングポストのようなに対して位置関係ですけども、
1:52:28	これに対して設置前の平成24年は37.5分、ナノグレイパーに対して、
1:52:34	設置後の1年間の平均が38.1ナノグレイパーアワーでほとんど変動が ない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:39	そういうことを確認してございます。
1:52:41	そしてまた同じようにですね下の真ん中の図で赤線、赤で示してるのが新設防潮での来る位置になりますけれども、
1:52:49	こちら2メートルほど近づきはするんですけれども、先ほどの線量の変化がほとんどございませんでしたので、
1:52:57	包丁で自体が線源となるっていう、平常時の影響というのは小さいと考えてございます。
1:53:04	続いて、1枚めくっていただいて6枚目の(2)番で、事故時の観測に対する影響を整理してございます。
1:53:12	まずポツとしましてはクラウドシャイン線への影響を整理してございます。
1:53:17	図に示す通り通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポストから線源を直接見込むことができず、
1:53:24	下の図でいうとですね、この緑の点線より下部分というのがポスト7番から見えない範囲。
1:53:30	になりますけれども、
1:53:33	そこチラーの範囲については文章のほう戻りまして膨張では相当の厚みがございまして直接線の測定は困難かと考えてございます。
1:53:42	ただ、放射性物質が移動して直接見込み値に到達しただけ段階で線量が上昇しますし、
1:53:48	また見込まない範囲のものについても一部、散乱しまして線量の所増加には寄与いたします。
1:53:56	防潮てによって見えない角度というのは地面から約20度の範囲でして、検出器情報の180度180度に対して11%程度であり影響は小さいと考えてございます。
1:54:07	また、放射性物質がモニタリングポスト名の方に移動しない場合は、
1:54:12	他のモニタリングポストで観測が可能です。
1:54:14	海側に設置する可搬型ポストについては、
1:54:17	先ほど示しました通り、モニタリングポストの内容にも着手できる確度が小さい、浅いので、上記説明で包含されてございます。
1:54:26	1枚めくっていただきまして7ページ目です。
1:54:30	こちらは直接スカイシャイン線への影響です。
1:54:34	ちょっと時間もないのではしよりますけれども、
1:54:37	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:38	緑の点線と、まず、青い点線より下の部分というのは、直接線に対して影響ありますがスカイシャイン線は影響がない部分。
1:54:46	に対して緑と黄色、緑と青の点線の間はスカイシャイン線に対して膨張と影響がある範囲となりますけれども、この範囲はあまり大きな範囲ではなくて、
1:54:56	約6度とか狭くなっております。
1:54:59	またですね、0.5MeVガンマ線、例としてですが0.5MeV γ 線の平均10固定は95メートル程度となっております、
1:55:07	かなり多くの放射線がこの格納容器の状況の高いところまで飛んで行ってそこからスカイシャイン線としては入ってくる。
1:55:13	という状況です。
1:55:15	ですのでこちらは、膨張での車両を考慮しても膨張低がない場合と比較して、同オーダーでの家族が可能であると。
1:55:23	考えてございます。
1:55:26	こちらめくっていただいて8ページですけれども、
1:55:29	こちらは今までのですね、
1:55:33	感度の影響がどうかという問題ないという説明になりますけれども、
1:55:39	一つ目のポツです可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定は、放射性物質の放出開始から7行実測で行うため、
1:55:47	現在法人以上に該当する敷地境界付近の線量率である5マイクロ
1:55:52	5000ナノグレイパワーを可搬型ポストでも堅持する必要があると考えてございます。
1:55:57	前述の通り同オーダーでの観測は可能と考えてますけれども、これによって感度が仮に10%、1桁下がったと仮定した場合におきましても、
1:56:07	モニタリングポストの計測範囲、
1:56:10	こちらまた考えたモニタリングポストの計測範囲を考えると、いずれも10分の1の放射線
1:56:15	英語100ナノグレイパーアワーを想定した場合においても、いずれもレンジ内で測定が可能と考えてございます。
1:56:21	また直接線スカイシャイン線は格納容器が線源になりますので他のポストでも共通して線量が上がって、
1:56:28	総合的にモニタリングが可能です。
1:56:36	規制庁を使って申し訳ありませんちょっとお時間になってしまいましたので次の予定が入ってしまいましたのでここで一旦中断したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁大塚ですそれではヒアリングの方を再開したいと思います。パワーポイントの説明の途中だったと思いますけども、
0:00:08	説明の方、再開していただいてよろしいでしょうか。
0:00:13	はい。北海道電力の鍋田です。先ほどの引き続きまして資料8の方で説明させていただきます。
0:00:20	資料8の方ですね8枚目8ページ目のスライドまで進んでおりまして、
0:00:26	こちら最後のポツからなりますけれども、衛藤。
0:00:30	直接会社員線の影響についてですけれども最後のポツですね海側に設置する可搬型ポストについては、モニタリングポスト7より防潮店より直視できなくなる確度が小さいので、
0:00:40	上記説明にポスト7の説明に包含されますというご説明です。
0:00:45	1枚めくっていただいて、9ページ目のスライドですけれどもこちらはまとめのスライドになりますので、割愛させていただきたいと思います。
0:00:53	以上で、スライドのご説明が終了です。
0:01:01	はい。ご説明ありがとうございます。
0:01:06	まずちょっと私からでは、何点か確認させていただきます。
0:01:12	6ページをお願いします。
0:01:24	まず、6ページに図があるんですけど、図の方にですね、ちょっと寸法、記載していただきたいというのが1点。
0:01:33	あと、
0:01:35	あと、
0:01:36	(2)の2ポツ目のところで、
0:01:39	防潮てにより見えない角度は値地面から約20度、
0:01:44	の範囲で、
0:01:46	検出器は180度はかれて、
0:01:49	そのうちの11%程度が、
0:01:53	その隠れて見えない。
0:01:56	部分に当たるということなんですけど。
0:01:58	その11%だったら、
0:02:01	大丈夫だという根拠っていうのは、何か説明できたりしますか。
0:02:08	はい。北海道電力の鍋田です。まず1点目の図に踏み越えれるという件につきましては、承知いたしました。図の方に主要な寸法の方を記載するようにし、したいと考えます。
0:02:21	それから11%であれば問題ないのかというご指摘なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	これについてはですねちょっと別の資料になりますけれども、60条の比較表なんですけれども、60比較表補足の
0:02:35	150
0:02:41	149ページ、149ページの方、ちょっと開いていただきたいと思えます。
0:02:49	50補足の149ページの方で、
0:02:58	衛藤寛型モニタリングポストの
0:03:01	設置場所におけるルームの検知性についてということで選考日の皆さんも付けてる資料がございますけれども、モニタリングポストが複数あって、その間を
0:03:12	そのルームが抜けていった時に測定できますかというような資料に、
0:03:16	なっておりますけれども、
0:03:18	こちらですね150ページの方行っていて、
0:03:23	一番下の括弧評価結果というところがございますけれども、
0:03:28	チラーですね例えば女川さんであれば、一番感度が低くなる可能性あるホスト得れば、一番最後3行目あたり見ていただきたいんですけど約2桁、
0:03:38	低くなるが最低でも 1.4×10 のマイナス2乗程度の感度を有しており、
0:03:43	問題ありませんというような資料になってございまして、
0:03:47	問い、一応ですねこの感度というふうにして落として評価するというのはセンコーさんもやられている評価方法でございます。
0:03:54	そして次にですね、こちらをですねまた送っていただいて、
0:03:59	154ページの方見ていただきたいと思えます。
0:04:04	154ページ、すいません153ページの方からちょっとご紹介しますけれども、
0:04:10	153ページが、今度は可搬型モニタリングポストの計測範囲というレンジの関係の資料になってございまして、
0:04:18	そのレンジが問題あるかないかというような資料になってまして。
0:04:22	このですね一番さっき申し上げました154ページの方に行っていただくと、
0:04:28	ここはですね女川さんはつけてないんですけれども島根さんが審査会合を受けて追加したような記載が追加になってまして。
0:04:36	重大事故時における初期段階での空間放射線量の測定についてということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	こちらはその感度に対して原災法で定めているその5マイクロ汚染のグレーパワー、これに掛け算をしてあげてその検出器の測定レンジ等を比較することで問題ありませんという、
0:04:54	説明をしている資料になってございます。
0:04:57	江藤当社といたしましてもこちらの方を参考にさせていただきまして、先ほどの、
0:05:03	パワーポイントの方ではですねさ、1枚、すいませんちょっとお待ちください。
0:05:15	8ページ目のスライドになりますけれども、
0:05:19	こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定が可能であるという説明をさせていただいて、仮にこれで感度が10%、
0:05:28	になった場合ということで1桁落ちた場合でも測定できますというのを同じようなロジックで紹介させていただいている。
0:05:34	資料となっております、先ほどの
0:05:38	11%という数字につきましては、感度といたしましては98、89%ということになりますので、こちらに包含されていて問題ないと。
0:05:48	考えてございます。
0:05:50	以上です。
0:05:55	規制庁大塚です。了解しました。
0:06:37	はい、北海道電力鍋田ですちょっと説明長くなってしまいましたけれども、
0:06:42	この500、すいません5000ナノグレイパーアワーというのが現在法で決まった数字になっていて、これに感度を掛け算した時に、通常のBに隠れてしまうとちょっと測定できてるとは言えないと考えており、
0:06:55	まして今回の場合10%ですので、507ということで十分測定できると考えてございます。
0:07:03	ごめんなさい。ご質問としては11%程度、線量率が下がった場合ということで、
0:07:09	感度としては90%程度でございますので、問題ないと考えてございます。
0:07:25	原子炉規制庁宮本ですけど、それを説明するんであればこの6ページのところに必要なパーセンテージが書かなり、考え方を書いた上で、現実には、
0:07:36	どうですっていうふうな根拠を書かないと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	今言われてる内容で、ここだけのページを見ると 1011%程度の影響は小さいっていうしか読めないの、そこはしっかりロジックをまず説明して、整理してもらいます。
0:07:53	はい。北海道電力の鍋田です。はい承知いたしました。こちらのページでわかるようにロジックの整理させていただきます。
0:08:06	芝田です若干補足します今 5000 ナノグレイを図る。
0:08:12	必要があつて 10%になった場合でも測れますというふうなことでちょっとどの程度かけても
0:08:19	図らなければいけないものを図れるというふうな論旨で紙を修正するというふうな方向ですけれども、そもそも
0:08:28	クライテリアとして
0:08:32	いろんな基準等を見ても、
0:08:35	敷地周辺域での線量を測らなきゃいけないっていうのが、いろいろな要求となっていて、
0:08:43	そういった観点からなかなか定量的なものっていうものを示すっていうのは困難っていうのは、
0:08:49	あつたのでこの値を引いているっていうふうなのが現状でございます
0:08:55	資料の方については先ほど鍋田が言った通りの方針で改正して、10%の補足はさせていただきたいと思います。
0:09:05	規制庁大塚です。
0:09:07	了承しました。6 ページの 2 ポツの、
0:09:11	記載の後ぐらいにちょっと根拠の方書いていただければと思います。
0:09:16	はい。続きまして次のページの 7 ページのところで、
0:09:26	まず 3、
0:09:28	常に書いてある。
0:09:31	この平均自由工程 95 メートルたんですけど、
0:09:34	これはどこのこと言ってるんですか。
0:09:40	はい。北海道電力の鍋田です。
0:09:43	この平均自由工程ですけれども、こちらはガンマ線が 1 回出て、
0:09:48	そこから次の反応サンラン等ですねするまでの距離の平均値みたいな、
0:09:54	ものになりますけれども、こちらは 0.5MeV の γ 線に対して、空気中の平均 10 工程というものを求めると、95 メーター程度というふうになっておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:05	ちょっと図の中で明確に95メートルというのは記載してございませんけれども、この上に飛び出していく、放射線の平均的な飛ぶ距離、平均15点が95メートルということを説明した数字でございます。
0:10:36	す。
0:10:38	規制庁大塚で承知しました。ちょっと図の方に書けるようでしたら、
0:10:43	はい記載をお願いします。
0:10:44	はい、承知いたしました。あと、スカイシャインに対して防潮提供がある。
0:10:51	領域がスカイシャイン全体に対してどれくらいの割合ならOK。
0:10:56	ていう何か基準はあるんでしょうか。
0:11:00	はい、北海道電力の鍋田です。
0:11:02	こちらにつきましても明確にこうであれば良いという基準はないんないと認識しておりますけれども、
0:11:09	こちらズーで示している通りでして図で示しているようにですね半分程度以上の放射線は、影響ない部分も入っていくというふうに、平均次工程95メートルというところからも考えておりまして、
0:11:24	そうなりますと、少なくともどうだ、観測。
0:11:27	が可能というふうに考えてございます。
0:11:31	そして先ほどの感度の議論の方に入って行って、
0:11:35	1桁落ち程度であれば問題ないというのが当社の考えでございます。
0:11:41	規制庁大塚です。ここもちょっと6ページと一緒に、
0:11:45	全体に対して影響があるのがどれくらいだから、
0:11:49	どういう根拠で大丈夫だっていうことがわかるように、
0:11:53	資料の方追加、記載の充実をお願いします。
0:11:57	はい。少しですね全体に対してどれくらいなのかというのがわかるような記載に修正したいと思います。
0:12:08	はい。規制庁大塚です。とりあえず私からは以上です。他に何かありますでしょうか。
0:12:18	原子力規制庁の宮元です。ちょっとこのCパワーポイントのちょっと位置付けで確認したいんだけど、
0:12:25	これは、
0:12:29	何を説明されようとしてるし、
0:12:32	パワーポイントで要はその基準の適合性を説明されようとしてるのか、現在北条のモニタリンポスト説明されようとしてるから、これは何を説明されようとしてるんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:44	はい。北海道電力の鍋田です。衛藤、本資料といたしましては 60 条で放射線をしっかり図りなさいと言われていたところに対して互助での向こう側に設置するんですけども測定ができますということで、
0:12:58	基本的には 60 条に対する適合性。
0:13:00	御説明それからモニタリングポスト 7 番、恒設のものについても設置しますので、31 条の適合性というふうに考えておりますが、
0:13:09	その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていただいているという認識でございます。
0:13:17	規制庁までで
0:13:19	じゃあ 31 条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。
0:13:26	はい。ご移動電力の鍋田です。
0:13:29	衛藤 31 条といたしましては平常時の観測にすみません、5 ページですね。
0:13:37	平常時の、
0:13:39	ごめんなさいモニタリングポスト 7 番につきましては、
0:13:48	そうですねはい平常時 5 ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。
0:13:55	できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。
0:14:02	というようなところでご説明させていただいております。
0:14:05	ちょっと私勘違いしましたこれ、
0:14:08	モニタリングポスト 7 は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。
0:14:14	北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポスト 7 は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。
0:14:26	であれば、これね普通、パワーポイントを作るのであればまず 31 条に対する考え方をまず整理してなきゃいけないですね。
0:14:40	これいきなり 4 ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。
0:14:47	仮設というか可搬型の話のは、
0:14:51	説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、
0:14:56	まずね、
0:14:57	これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、
0:15:04	まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。
0:15:08	これちょっと私勘違い移設するののかと思ってたんだけど移設はしなくて既設のまま使うということ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	あれ説明。
0:15:24	前々回説明した時にもしかしたらモニタリングポス7は、昔はもうちょっと
0:15:33	右側にあったんですけども、それを移設してここに置いたっていうふうな説明もしかしたら前回申し上げてるかもしれないです。
0:15:44	すいませんちょっと私勘違いして申し訳ないんで、
0:15:47	であればまず31条に対して影響があるかってないのをまず説明して、説明の資料としてつけていただきたかないと、
0:15:56	これ31条の説明されてるのか。
0:15:59	60
0:16:01	60条の説明をしてるのかちょっとわからないんですよ。その上2ページ目のスライドでいきなり現在方が入ってきてるわけじゃないですか。
0:16:11	これ原災法って基準適合性とは関係ないんですよ、基本的に。
0:16:16	中では確かに使ってる可能性はあるけど、
0:16:20	であればこれ初めの1ページが、
0:16:23	現在十条の発生って要は、基準では何つってるかっていうと原災法十条とは言ってなくて、
0:16:30	要は重大事故等が発生した場合にっていう表現になってますよね。
0:16:34	それを混合して書かれちゃうと、これ適合性の会合で説明する資料としては、
0:16:42	よくわからない資料になるんですよ。
0:16:44	終わります。
0:16:46	なのでそこはよく確認していただかねこれ丸で、現在法に基づくモニタリングポストの説明をされようとしてるような資料になってるような気がするんだけど、違いますかね。
0:17:01	芝田です。ご指摘の通りちょっと31条60様に定量的な値がなかったことより原災法引いてきてるんですけども、適合性を説明すべきは31条60条と指摘は、
0:17:14	その通りだと思いますんでその辺り誤解のないように、31条60条の適合性がこの場所でもあるんだというふうな論旨が読み取れるような改正を行いたいと思います。
0:17:27	通常この関係法令のところなんかには書かないですよこんなの。
0:17:32	対象条文書くならわかるんだけどこれ何で関係法令を全部ここに持ってきてるのがまずちょっとわかんないですよ。
0:17:40	北海道電力の鍋田でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:42	あとですね線、前回のですねヒアリングの時にこの原災法の関係もあって考えたポストはこの境界付近に設置しますというようなご説明をさせていただいたときに、
0:17:54	湖面等いたしましてであれば原災法の記載のわかるように、
0:18:00	してくださいというようなコメントをいただいたというのが経緯としてございまして今回追記させていただいております。であれば補足につけるっていう話だよ。参考で元に付けるって話じゃないね。
0:18:13	はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思えます。その上で、要は、
0:18:20	10 ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよ。
0:18:26	これ基本的にね。
0:18:28	これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張で設置による建設継続です。
0:18:37	影響について整理することなんですよね。
0:18:40	ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、
0:18:46	どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよ。
0:18:55	北海道電力の鍋田です。10 ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、
0:19:01	表、入居利益については5 条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。
0:19:09	わかりましたんで、じゃあ、包丁で設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31 条と 60 条でそれぞれ説明することとなるわけですよ。
0:19:23	初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4 ページには、これ可搬型の話があって、
0:19:31	5 ページには、これはちょっと通常型の話があって、
0:19:35	6 ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよ、これは。
0:19:41	事故時なので設計基準事故の話をしているのか。
0:19:45	んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそらく、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	そうだね 30 条側の説明になるんだけど、対象条文が何も書いてないので、
0:19:57	ちょっとわからないですねと。
0:20:00	北海道電力の鍋田です。4 ページ目のスライドなんですからけれども、こちら少しわかりづらかったかと思うんですけれども、常設のモニタリングポスト 7 番も併記させていただいております、
0:20:13	常設と可搬すべて示したつもりで 4 ページ目は示させていただいて、
0:20:19	一番下ですね一番右下にですね、防潮てからの距離及び遮へいされる角度により、モニタリングポストが最も影響を受けるということで整理させていただいた上で、
0:20:30	次スライドからはすべてポスト 7 について議論を行うことで、
0:20:35	可搬型ポストもその範囲の影響ですという、私の説明を聞きました。はい。
0:20:42	私の質問って理解された上で今回答されてます。
0:20:47	申し訳ございません。それで、取りきれてなかったかもしれない、そちらの主張ばかりを繰り返されても、私はわかりません。
0:20:59	南條の説明をしてるかわかりませんって言うことに対する回答ですかって今の。
0:21:06	申し訳ございません。ですので
0:21:09	それぞれ何条かわかるようにスライドの方修正させていただきます申し訳ございません。
0:21:15	そちらで市場一方的にされるの構わないんだけど、
0:21:20	このパワーポイントっていうのは、会合で説明するなり何なりする資料ですよ。適合性の説明になってるかなってないかっていう観点で、
0:21:29	5 ページはじゃあなってるんですか。
0:21:33	何条のこれ適合性を説明しようとしてるのかを、
0:21:37	これで識別するんですかこれ。
0:21:41	60 条は、何ページからですか。
0:21:56	基本的に計測できることが要求事項と考えていてその影響は小さいというふうなところ市だと思うんですけれども、ご指摘の通り、どの条文のどこに対する回答かというふうな整理が十分なされていないというふうに、
0:22:09	認識しましたので、そのあたりは改正を行いたいと思います。
0:22:14	要はね、
0:22:15	繰り返しになるんだけど、これ非常に北電のパワーポイントって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:21	何を説明してるかよくわからなくなるんですよ言われてることはわかります。中身は大体、
0:22:27	なので、条文の何に対する確認だから常設のモニタリングポストだったら30条になるし、可搬型ポストに対する考え方なら、
0:22:37	60億円になるんだけど、
0:22:40	その敷地も敷地もわからないし、
0:22:43	ここで言っている。
0:22:45	モニタリングポスト7がずっと続いていて、
0:22:53	これは8ページだけがあれですか、60条の話をしてるわけ。
0:23:03	北海道電力の鍋田です。
0:23:06	衛藤。
0:23:09	平常時事故時とですね5ページ6ページとございまして、一番下のところでですね先ほど説明させていたちょっと言葉が足りないと思うんですけども、
0:23:19	考えたポストについてはモニタリングポストの名より、
0:23:22	その影響が小さいので上で説明されていますということで、一応可搬型と常設それぞれに対して影響が小さいということを、それぞれ説明しているつもりでございました。
0:23:34	8ページ目につきましては原災法の、
0:23:37	お話になって参りますのでその部分については60条、
0:23:40	こういうことかと考えます。はい。
0:23:44	わかりましたとりあえず
0:23:48	まず、ちょっと9私、再度言うとモニタリングポストなのは常設用デービー側移設しないと。
0:23:55	可搬だけの可搬の影響だけを今確認していると。
0:23:59	というのが過半と上位譲与常設のやつに対しても両方確認しているという前提でこの整理はされていて、
0:24:07	それで防潮底の高さが、
0:24:13	極端に言えば、この
0:24:15	6ページだけを見ると、もうほぼあれですかね膨張ての高さが今決まってないんだけど、
0:24:22	防潮底の高さが、よっぽど叩く高くない限りはこう影響ないって見えてるってことですか。
0:24:36	はい。ご指摘の通り4、4ページの表、図は膨張性高さ6.5メートルとして、を見ていますが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	上空はほぼ見渡せるというふうなことを考えるとこの値が少し変わっても、大きく影響はないというふうに考えてございます。
0:25:21	はいわかりちょっと整理はしてくださいというなど、
0:25:24	やたら先ほど言いましたけど
0:25:27	原災法の言葉が出てきてるんですけど、あくまでも原災法は後ろに補足でつけていただければいいかなと思っていて、基準上は、
0:25:38	ここで書いてある重大事故と発生した場合っていうふうに、
0:25:42	なると思うので、
0:25:43	ちょっと本文上はうまく書き上げるようにお願いします。
0:25:49	そんなところ。
0:25:51	はい。私の方は以上です。
0:26:00	規制庁の永江です。ちょっと今6条関係と原災法の関係でちょっと私も、
0:26:09	確認したいんで、3ページのところ見ていただきたいんですけども、
0:26:16	その三つ目のぼ通で、
0:26:20	可搬型モニタリングポスト等のことを書いてて、
0:26:24	基本的に
0:26:27	従前、何て言うんすかね
0:26:30	従前の原災法で設置しているモニタリングポストっていうのは海側に基本的には、
0:26:37	なくて、それ自体は私の認識はその
0:26:42	そっちの、そちらの方向にもともと人が住んでないんで、
0:26:48	測定する必要もなくて、むしろこうやっぱり公衆の被ばく食うということを見ると、
0:26:55	人が住んでる方向の方位に、モニタリングポストは置いとけばいいよっていう、そういう、そういう考え方でモニタリングポスト自体が設置されたっていうふうに理解してるんですけど。
0:27:08	皆さん方のご理解はどういうものでしょうか。
0:27:16	はい。北海道電力の鍋田です。江藤。我々の認識といたしましても同じでして基本的に
0:27:24	人がいる側に、理屈の方にポイントリングを設置しているという認識です。
0:27:29	規制庁の生井です。それでそれを踏まえて、今の設置許可基準規則の60条っていうのは、
0:27:36	求めているのは海側に、重大事故等が起こった場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:43	新たに、
0:27:45	海側についても設置しなさいとしかも、
0:27:48	基調データ網。
0:27:51	きちんと取りなさいって言うことを言ってるんですよ。
0:27:54	それは何かって言うと、
0:27:57	いろんな方位に対して、重大事故が起こったりとか或いはどの程度の規模の
0:28:05	ソースタームが出されたかっていうのを、16方位もれなくね、情報をきちんと重大事故の時に把握したいって意図だと思うんですよ。
0:28:16	で、
0:28:17	皆さんの方のその3ポツ目に書かれてる、モニタリングポストの位置なんですけどね、一応、包丁ての海側っていう外側に、
0:28:27	奥。
0:28:28	ための最も重要な根拠と、根拠って言うか論拠とされているのは、三つ目のポツの後半の方の原災法第十条第15条の通報に必須が、
0:28:40	設備ではないが、設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量観測した場合には、通報を行うことから、
0:28:50	発電所敷地境界付近に設置することを原則とすると、要はその原災法の十条15条の
0:28:57	通報になるような線量になると、通報しないといけないから、
0:29:02	敷地境界要は
0:29:05	その膨張ての外側の海側の方に置くんですけどここを論議されてるんですけども、これは原災法上の見方かもしれないですけど今、
0:29:17	要件として宮本言ったように、今ここで議論してるのは、設置許可基準規則60条の要件を満たしてるかどうかというのを審査しているのであって、
0:29:27	その60条で求めているのは、海側を海側の各方位に満遍なく測れるっていうことと、
0:29:35	当然
0:29:37	被ばく評価とか、後の線量評価にも関わってくるので気象データもきちんと
0:29:43	測れるようにしなさいってことを求めているんであって、
0:29:46	その観点からする等、要はモニタリングポストの性能が落ちるっていうか遮へい額の
0:29:55	見方もありますけれども、その要は遮へい機能、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:59	後ろ側において、包丁ての後、海側に置くと、当然そのソースタームの一番きくできくであろう直接スカイシャイン線っていうのは、低減されるし、
0:30:10	クラウドシャインについても一部は低減されるっていうことを考えると、その60条の趣旨に合っていないっていうふうに考えるのが普通だと思ふんすよね。さらに、
0:30:20	皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があるときは、
0:30:29	設置しませんで内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけども、
0:30:40	そういうふうに考えると
0:30:43	防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは60条の趣旨から照らして、
0:30:52	ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけども、本質的に言うとその60条をやっぱり下に考えたときにね。
0:31:03	果たして皆さんの今の選択っていうのがね。
0:31:07	60年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度
0:31:11	最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。
0:31:16	いかがでしょうか。
0:31:27	芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、
0:31:37	というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、
0:31:41	もうございますんでき、可搬型の設置位置っていうのは、
0:31:48	検討の余地があるのかなというふうにとらえました。
0:31:51	うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、
0:31:56	SEが安井が発令されてから、
0:32:01	衛藤。
0:32:03	動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。
0:32:11	かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、
0:32:20	ある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	プラント側の情報でもすでにもうSEとかすぐに、そのあと何時間かしたら、Gに行くと思うんですけど、もうすでにその線量以前に、十条とか15条のもう、
0:32:34	報告っていうのはもう出てると思うんですね、蓋然性が高いと思うんで、その皆さんがそのあとにね、
0:32:41	わざわざそのモニタリングポストで、また十条相当とか、5マイクロを超えましたっていう通報を出す以前にもうすでに十条15条のおそらく通報は出てると思うんでプラント側からの条件で、
0:32:54	SEの難波と梶野南波で皆さんのA3の、
0:32:59	マップがあると思うんですけど、そう考えると
0:33:02	やっぱり60上納要件を下に、この方法で、ここで可搬型モニタリングポストのやっぱ設置のタイミングであったり場所であったりってのはやっぱきちんと考えるべきだっていうのが、
0:33:15	筋だと思うんで、もうちょっとよく考えて、
0:33:20	そういう場所、どこに設置するかということと、手順についても、ちょっとご検討いただければと思うんですが、
0:33:35	承知いたしました。
0:33:40	ないですよ私からは以上です。
0:33:46	規制庁のねちょっと確認だけなんですけれども、10ページのところでまず1個目耐津波の対応が多分違うなっていうところなんですけれども、
0:33:56	去年の12月に、津波の漂流物か何かしてし審査会合をやったと思うんですけどそこ、
0:34:04	もしくはそのヒアリングとかも通してこの内容っていうのはあれなんで勝土建グループには伝えてるんですか。
0:34:15	起債で審査の中で説明するって書いてあっても、一応もう会合とかやってるけど、今後伝えていくのかそれとももうすでにそういう例えば何か漂流物の中に入れてるかとか、何かこの今のその状況っていうのは、
0:34:29	あれなんですか。今後の予定でしかないってことですか。
0:34:34	北海道電力の鍋田でございます。衛藤さん津波の方にですね、ですねすでに伝えてございまして漂流物の中に含めて評価するというので、調整していると考えてございます。以上です。
0:34:48	規制庁の小野ですってことはこれでもうすでに説明済みっていうことでもいいですか。
0:35:03	後です確認させていただいて、この表現で適切、事実と合ってるのかというのをちょっと確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:09	規制庁の承知いたしましたちょっと、どう終わらせるのかって過去のその指摘を終了させるのかっていったところ、該当するのかっていうところはあると思うんですけども多分最終的に代表の漂流物か何かにならないか多分、
0:35:23	そうす。とりあえずリストには載ってる程度なのかなと思うんですけどもちょっと検討の方お願いします。
0:35:38	はい。規制庁側から他コメントありますでしょうか。
0:35:42	はい。
0:35:42	よろしければ、パワーポイントもう一つあると思うんですけども、ご説明の方お願いします。
0:36:04	えっと北海道電力の鍋田です。当資料4番のパワーポイントにつきまして簡単にですけども、ご説明させていただきたいと思います。
0:36:14	衛藤。まずスライドの1枚めくっていただいて2ページですけども、こちら説明事項を並べてございまして、適合方針の方をざっくりと記載させていただいております。
0:36:26	3ページ目は条文とその適合方針ですのでちょっと省略させていただいて、
0:36:34	4ページ目、こちらモニタリングポスト及びモニタリングステーションについてということで、電源関係について基本方針の方まとめてございます。
0:36:44	続いて5ページ目ですけども、こちらは同じくモニタリングポストステーションについて伝送について記載をしております。
0:36:53	続いて6ページ目ですけども、
0:36:57	こちらモニタリングポストステーションについて設置位置と、簡単に資料の方記載しております。
0:37:04	それから7ページ目ですけども、こちらは60条の方に入って参りまして可搬型モニタリングポストについての方針を記載しております。
0:37:13	1枚めくっていただいて8ページ目は、設置場所のツールとなっております。
0:37:19	9ページ目、こちらは可搬型の放射線放射能測定装置についてまとめた資料となっております。
0:37:31	10ページ目が小型船舶の資料となっております。
0:37:36	続いて10ページ目が可搬型気象観測設備。
0:37:39	についての簡単に資料をまとめた所、仕様をまとめた資料となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	それから、12 ページ目からですね 121034 ページ等技術的能力。
0:37:53	について手順の概要等を記載させていただきました。
0:37:57	いずれもまとめ資料からの抜粋で作成させていただいております。
0:38:02	ご説明簡単ですが以上です。
0:38:08	規制庁大塚です。
0:38:10	それではこちらのパワーポイントについて何かコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
0:38:15	ないですかね。
0:38:17	ちょっと私から 1 点だけなんですけど。
0:38:22	4 ページの、
0:38:24	図 1 がちょっと、
0:38:26	細か過ぎでちょっと読めないの、読めるようにちょっと改善をお願いしたいんですけども。
0:38:32	よろしいでしょうか。
0:38:34	あと、電源のズーが見つらいという指摘かと思しますので、
0:38:38	はいもうちょっと大きくできるようにレイアウトの方を考えたいと考えます。
0:38:46	パワポの方はこれで以上ってことで、
0:38:49	今日全体を通じて何かコメントある方いらっしゃいますか。
0:38:54	事業者側もよろしいでしょうか。はい。それではこれで、
0:38:58	監視設備のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。